

平成26年12月甲良町議会定例会会議録

平成26年12月8日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第59号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第60号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第61号 甲良町消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第62号 甲良町役場位置設定条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第63号 平成26年度甲良町一般会計補正予算（第6号）
- 第9 議案第64号 平成26年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第65号 平成26年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第66号 平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算（第4号）
- 第12 議案第67号 道の駅せせらぎの里こうらの指定管理者の指定につき、議決を求めることについて
- 第13 議案第68号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき、議決を求めることについて
- 第14 同意第4号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第15 請願第4号 米価下落等に関する意見書の提出を求めることについて
- 第16 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1 番	山 田 裕 康	2 番	阪 東 佐智男
3 番	野 瀬 欣 廣	4 番	西 川 誠 一
5 番	濱 野 圭 市	6 番	丸 山 光 雄
7 番	木 村 修	8 番	藤 堂 一 彦
9 番	丸 山 恵 二	10 番	金 澤 博
11 番	西 澤 伸 明	12 番	建 部 孝 夫

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川	豊昭	教育長	堀内	光三
総務課長	中川	愛博	教育次長	金田	長和
税務課長	上田	和光	産業課長	若林	嘉昭
住民課長	川嶋	幸泰	建設水道課長	北坂	仁
総務課参事	宮川	哲郎	学校教育課長	大橋	太
企画監理課長	中川	雅博	社会教育課長	山本	昇
人権課長	陌間	守	会計管理者	寺川	貴代美
保健福祉課長	米田	志保子			

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間	忍	書記	山崎	志保美
------	----	---	----	----	-----

(午前9時00分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成26年12月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 木村議員および8番藤堂議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの5日間といたしたいと思いますが、これに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本定例会の会期は、本日から12月12日までの5日間とすることに決定いたしました。

次に、日程第3 諸般の報告があります。

平成26年第2回臨時会の議案第48号および議案第49号の条例の一部改正の訂正について、総務課長から報告があります。

総務課長。

○**中川総務課長** 皆さん、おはようございます。

先日の全協でも少し説明をさせていただいた件でございますが、平成26年第2回臨時議会において議決をいただきました議案第48号の甲良町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例および議案第49号の甲良町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、訂正のお願いを申し上げます。

議案書のかがみでは、それぞれの条例の次に「一部の」という文字が入っておりますが、条例改正分の題名の表題におきまして、「一部の」という文字が抜け落ちておりました。また、甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の新旧対照表第1条関係および第2条関係につきまして、条例の見出しは本来「給与」との表記でありますものが、「町長等の給与」と誤って「町長等の」の文字が入っておりました。大変申し訳ありませんでした。条例そのものの内容には誤りはございませんが、今後このようなミスがないように努めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いい

たします。

以上でございます。

○**建部議長** ただいま過日の議案についての訂正、そして謝罪がありました。これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** 異議なしと認めます。

よって、この件につきましては承認されました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 本日、平成26年12月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところをご出席いただき、まことにありがとうございます。

提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

今年全国各地で集中豪雨などの自然災害が発生し、特に8月の広島県での土砂災害や9月の御嶽山の火山による噴火などで多くの犠牲者が出ております。甲良町におきましては、9月7日日曜日に第15回甲良町総合防災訓練を実施いたしました。甲良町内各所で被害が発生したと想定し、彦根消防署犬上分署と甲良町消防団の指導のもと、町内各集落、各字自警団、甲良町職員等が情報伝達訓練や、初期消火活動などを体験していただくことにより、防災対策の重要性を再確認していただき、防災意識の高揚を図りました。

次に、ただいま第47回衆議院議員総選挙および第23回最高裁判所裁判官国民審査が公示され、12日間の選挙戦が始まっております。議員各位におかれましてはそれぞれの立場での応援ご苦労さまです。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第59号は、甲良町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

議案第60号は、甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

議案第61号は、甲良町消防団の設置に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第62号は、甲良町役場位置設定条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第63号は、平成26年度甲良町一般会計補正予算(第6号)で、3,296万4,000円を追加し、補正後の予算額を36億6,572万4,000円とするものであります。

主な補正項目としましては、総務管理費ではふるさと納税特産品およびふるさと応援基金積立金の増、社会福祉費では老人保護措置費および介護保険会計操出金の増、ほかであります。

議案第64号は、平成26年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で、936万2,000円を追加し、補正後の予算額を9億9,331万6,000円とするものでございます。

主な補正項目としましては、一般被保険者の保険給付費、保険者負担金および高額療養費負担金ならびに保険財政共同安定化事業拠出金の増、また、退職被保険者等の保険給付費保険者負担金の減が主な補正であります。

議案第65号は、甲良町介護保険特別会計補正予算（第3号）で、384万5,000円を追加し、予算総額を7億6,173万9,000円とするものでございます。

主な補正項目としましては、介護保険システム変更業務委託の増でございます。

議案第66号は、甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算（第4号）で、1,052万円を追加し、予算総額を1億8,776万2,000円とするものでございます。

主な予算項目としましては、販売収入金の増および直売所運営費の増でございます。

議案第67号は、道の駅せせらぎの里こうらの指定管理者を指定することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第68号は、彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき、議会の議決をお願いするものであります。

同意第4号は、任期満了に伴う甲良町公平委員会委員の選任について、同意を求めるものであります。

以上、簡単ではありますが、本日提案いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決等を賜りますよう、お願い申し上げます。

○**建部議長** 次に、日程第4 議案第59号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第59号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成26年12月8日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○川嶋住民課長 失礼します。議案第59号 甲良町国民健康保険条例の一部改正につきまして説明させていただきます。

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金を変更するための甲良町国民健康保険条例の一部の改正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

甲良町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改める。

付則。

施行期日。

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

経過措置。

2 施行日前に出産した被保険者に係る第8条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第59号は可決されました。

次に、日程第5 議案第60号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第60号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成26年12月8日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** 議案第60号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

児童扶養手当法の改正によりまして、児童扶養手当法の条項が変わったことに伴います本条例の整理でございます。

1枚めくっていただきまして、甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

付則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号もしくは第10号もしくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで、もしくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号または第13号」を「第13条の2第1項第4号または第2項第2号」に改める。

付則。

この条例は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第60号を裁決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第60号は可決されました。

次に、日程第6 議案第61号および日程第7 議案第62号を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第61号 甲良町消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例。

議案第62号 甲良町役場位置設定条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成26年12月8日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を順次求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** それでは、議案第61号 甲良町消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例につきましては、消防組織法が改正されたことに伴い、条例条項が変更されましたので、所要の改正を行うものでございます。

1枚おめくりください。

甲良町消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例。

甲良町消防団の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第18条」に改める。

付則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第62号 甲良町役場位置設定条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この改正は、平成19年の住民基本台帳法の改正時に甲良町では住所番地の表記から「何々番地の」の「の」の文字を除き表記するように改正しておりますが、町内公共施設の設置条例上の住所表記がその「の」が入ったままになっておりましたので、今回改めるものでございます。

1枚おめくりください。

甲良町役場位置設定条例の一部を改正する条例。

甲良町役場位置設定条例の一部を次のように改正する。

本則中「番地の」を「番地」に改める。

付則。

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる条例の規定中「番地の」を「番地」に改める。

(1) 甲良町公告式条例別表（第2条関係）。

(2) 甲良町立学校給食センターの設置に関する条例第2条。

(3) 甲良町せせらぎサロン設置等に関する条例第2条第2号。

(4) 甲良町改良住宅の設置および管理に関する条例別表第1（第2条関係）。

(5) 甲良町小集会所設置および管理に関する条例別表（第2条関係）。

(6) 甲良町保健福祉センター設置等に関する条例第2条第2号。

(7) 甲良町墓地の設置および管理に関する条例別表（第3条関係）でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第61号は可決されました。

次に、議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第62号は可決されました。

次に、日程第8 議案第63号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第63号 平成26年度甲良町一般会計補正予算（第6号）。

上記の議案を提出する。

平成26年12月8日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**宮川総務課参事** 平成26年度甲良町一般会計補正予算（第6号）を説明させていただきます。

予算書表紙裏面をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に3,296万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億6,572万4,000円とするものでございます。

それでは、説明を第1表 歳入歳出予算補正で説明させていただきますので、1ページをご覧ください。

歳入、11款 分担金及び負担金、補正額3万7,000円の減、13款 国庫支出金256万7,000円、14款 県支出金779万2,000円、15款 財産収入57万7,000円、16款 寄付金1,000万円、17款 繰入金200万円、19款 諸収入1,006万5,000円。よって、歳入合計、補正前の額36億3,276万円、補正額3,296万4,000円、合計36億6,572万4,000円でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

歳出、2款 総務費、補正額1,287万3,000円、3款 民生費478万9,000円、4款 衛生費47万4,000円、6款 農林水産業費367万2,000円、8款 土木費593万9,000円、10款 教育費579万5,000円。

3ページをご覧ください。

14款 予備費57万8,000円の減。よって、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上で説明を終わります。

○**建部議長** 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

西川議員。

○**西川議員** 4番 西川です。

ふるさと応援寄付金のことをちょっとお尋ねしたいと思います。

ふるさと応援基金の本来の趣旨、目的ですね。それはどのようなものなのか、それと、応援していただいて町の事業に使うというのは本来趣旨だと私は理解していますが、その辺のところの妥当性ですよね。本来100のものを50%でお返しして、それで残りの50%を町事業に使うとか、いろんなことが考えられるわけですが、本来どのようなものが妥当なのかというようなところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

- 建部議長 企画監理課長。
- 中川企画監理課長 納税の趣旨ですが、都会の方が自分の応援したい市町村に寄付をして、その市町村のために使ってくださいという意味でありますし、お返しのことですが、確かに前はちょっと大盤振る舞いしたことがありますし、ちょっとそれもふまえて、第2弾を11月4日から始めています。やっぱりある程度は残して地域のために使わなあかんというようなこともありまして、第2弾につきましては、経費を込みで半分以下で抑えて、半分ぐらいは残していきたいということで第2弾は考えております。
- 建部議長 ほかに。
西澤議員。
- 西澤議員 説明の8ページにあります福祉医療の高額療養費の社保分の戻し入れですが、全協で32件の内訳というように言われました。24年度、25年度の過年度分の戻し入れですが、32件の24年度、25年度の内訳を説明をお願いします。
- 建部議長 住民課長。
- 川嶋住民課長 済みません。今、手元に資料があるのは、合計で586万540円が入金されています。済みません。申しわけございません。内訳はちょっと今持っておりませんので、後で報告させていただきます。
- 建部議長 西澤議員。
- 西澤議員 既に完了をして戻し入れがされている、手続が済んでいるということで理解してよろしいんですか。もともとこれは過年度、それ以前の方は損害を町に与えている金額があります。今回、そういうようにして手続上手落ちがないようにというようにされてきたわけですので、この年度、25年度、全くゼロでありました。それを件数も報告をすることについて、後によりしくお願いしたいと思います。先ほど聞いたことをお願いします。
- 建部議長 答弁はよろしいですね。
ほかに。西澤議員。
- 西澤議員 続けまして、その下の9ページですが、人口減少に立ち向かう自治体連合会参加負担金というのがあります。目新しい組織でありまして、どういう組織なのか、そして、甲良町のスタンスはどのような形で参加をしていくのか、基本線、概略で結構ですから説明をお願いしたいと思います。
- 建部議長 企画監理課長。
- 中川企画監理課長 この組織であります、一般社団法人福祉自治体ユニットが事務局でありまして、全国で消滅する自治体の市町村が寄って、勉強したり、国に要望したりしていく組織であります。全国で171団体が加入しておりまして、滋賀県では8団体であります。8団体のうち甲良町の方も参

加して、10月20日に設立総会をされましたので、甲良町も意思表示して入っております。

以上です。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論、採決は最終日12日に行います。

次に、日程第9 議案第64号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第64号 平成26年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

平成26年12月8日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○川嶋住民課長 議案第64号 平成26年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして説明させていただきます。

表紙の裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ936万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億9,331万6,000円をお願いするものでございます。

第1表をお願いいたします。

歳入の部でございます。3款 国庫支出金2,649万円、4款 療養給付費交付金459万1,000円の減額、5款 県支出金1,741万円の減額、6款 共同事業交付金14万5,000円、8款 繰入金308万3,000円、10款 諸収入164万5,000円。歳入合計、補正前の額9億8,395万4,000円、補正額936万2,000円、計9億9,331万6,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

2款 保険給付費2,722万8,000円、5款 共同事業拠出金332万8,000円、8款 諸支出金15万1,000円、12款 予備費2,134万5,000円の減額でございます。歳出合計につきましては、歳入合計と同じでございます。よろしくをお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 2点お尋ねします。

1つは、滞納金額が改善傾向にあるのか、それとも増加傾向にあるのかの説明をお願いしたいと思います。

それから2つ目は、国保税の条例を見ますと、法定上の申請減免ですね。これの対象が所得割だけに改めて調べてみますとなっています。それが間違いないかどうか、また言っていたら結構です。

そこで、均等割や世帯割ですね。これは対象になっていません。ですから、所得が激減、つまり倒産、それから失業など、所得が激減する場合の減少についても規定をされていますが、均等割や世帯割の対象になっていないので、この均等割、世帯割を減免の対象に変更する用意があるか、考えがあるかという2点、よろしくお願いします。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 今回の2点でございますが、まず、前年と比べてどうなっているかというところで、まだ、12月に入ったばかりで中間、半期が終わった状況でございますが、前年と比較してそれほど上がっている、下がっているという状況はない。例年どおりの収納率になっています。若干税率を上げましたので、少し下がっているかなという状況はありますが、強制収納等を行っている中でほぼ変わらない状況にあるのではないかなというように思っています。

次に、第2点目の減免でございますが、7割、5割、2割減免と、この3減免がございます。この減免の判定については、所得に応じて実施されているという状況にあります。これは甲良町だけじゃなくて全国の国保については同じような状況で、所得に応じて7割、5割、2割減免ということになります。ただ、この減免をするのは均等割と平等割、ですから、世帯割と人数割の7割、5割、2割の減免をしておるということになります。所得に応じて判定するんですが、減免の額は世帯割と人数割を7割、5割、2割、減免するというところでございます。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第10 議案第65号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第65号 平成26年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

平成26年12月8日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 議案第65号 平成26年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

予算書表紙裏面をお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ384万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億6,173万9,000円とすることを願います。

1ページ、第1表をお願いいたします。

歳入、3款、補正額144万円、6款、240万5,000円。歳入合計、補正前の額7億5,789万4,000円、補正額384万5,000円、合計7億6,173万9,000円でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳出、1款、補正額384万5,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。どうぞよろしく願います。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第11 議案第66号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第66号 平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

平成26年12月8日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

○**若林産業課長** 失礼いたします。議案第66号 平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げ

ます。

裏面をお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,052万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,776万2,000円とお願いするものでございます。

1 ページをお開きください。

歳入でございます。1 款 繰入金、補正額827万円の減額でございます。

3 款 諸収入、補正額1,879万円。歳入合計、補正前の額が1億7,724万2,000円、補正額1,052万円、合計1億8,776万2,000円。

2 ページをお開きください。

歳出でございます。1 款 事務所費、補正額15万円、2 款 直売所運営費1,032万円、4 款 予備費5万円。歳出合計額は歳入合計額と同額でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第12 議案第67号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第67号 道の駅せせらぎの里こうらの指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成26年12月8日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

○**若林産業課長** 議案第67号 道の駅せせらぎの里こうらの指定管理者の指定につき、議決を求めることにつきましてご説明申し上げます。

去る9月議会におきまして、指定管理制度が導入できるよう、道の駅せせらぎの里こうら設置および管理に関する条例を改正いただきました。このたび指定管理者を選定いたしましたので、その議決をお願いするものでございます。

道の駅せせらぎの里こうらの指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

記。

1. 公の施設の名称 道の駅せせらぎの里こうら。
2. 指定管理者 パシフィックコンサルタンツ株式会社、TSP太陽株式会社、株式会社シンセニアンの共同企業体でございます。
3. 指定管理期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

行き違いがあるといけませんので、4日の全協の始まる前に質問メモをお渡しをしました。6点ございました。それで、業者の方、共同企業体の方の説明がありましたので、一番最初の指定管理者の対象企業の概要や業績実績等、業務実績等はわかりました。

それで、1については、町がどういう判断をされているのかをお尋ねをしたいと思います。それから2つ目は、町が用意している協定書があるのか。あるならば、その内容はどんなものかということです。3つ目に、経営支援をどの範囲とするのかという点で、4つ挙げています。経営に対する町側の支援はどのような内容か。現行の補助金は継続するのか、廃止するのか。3つ目に補助金を継続するのであれば、金額、期間はどの程度にするのか。4つ目に「赤字補填は行わない」との協定内容が盛り込まれるかどうかです。大きな4つ目は、現在の職員の雇用および待遇は維持されるのか。これも企業から説明がありましたが、町がどういうように考えているのかが欲しいんです。それから5点目は、指定管理者と町側との協議機関、これが常設が必要です。定期協議を義務化をするという内容が盛り込まれるのか。つまり協定の中身全てにかかわりますが。そして6つ目には、指定管理者と生産組合との協議機関、これも常設が必要と考えますが、定期的協議機関を義務化させるのかということです。加えて、4日の全協の中でもう一つ、明確にする必要があるなと思いましたがところを加えます。協定に指定管理者が違反した場合の改善規定、手続規定、訴訟など、それから、調停ですね。そういう規定を用意しているかどうか。もう一つは、地元町内業者の育成・成長の視点が指定管理にお任せをすると、ゆだねるということであっても必要です。例えば水の製造販売、これは県外に委託をしています。地元企業を育成させることなど、それからまた、ふなずし、漬物、加工業ですね、加工品の事業

化、どのように事業として成り立って雇用を増やせられるというところまで展望を町側が持っているのかどうかというところです。例えば、例で言いますと、私たちも町の方も視察に行きました。下條村の道の駅です。ここで販売されているよもぎだんごは、この単品だけで3,000万近い売り上げを確保し、地元の女性の方々が10人ほどの雇用を生み出しているということが出されています。ですので、地元の町内業者の育成、成長の視点、どのように協定の中に盛り込むのかという追加であります、説明をお願いします。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 まず1番目の指定管理業者の概要、事業の実績でございますけれども、審査の基準といたしまして、平等利用の確保とサービス向上の取り組み、施設の効用を最大限に発揮する取り組み、施設経費の削減の取り組み、施設管理を安定して行う能力、そして、施設安全・危機管理体制の取り組み等のことを審議いたしまして適切な業者という判断をさせていただきました。

次に、町側が用意している協定書でございますけれども、現在、協定書は準備中というところでございます。これにつきましては、甲良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の第6条に、指定管理者は甲良町と協定を締結しなければならないと定められておりますので、議決後、速やかに協定書を作成し、締結していきたいと考えているところでございます。

次に、3番目の経営の支援でございます。

先般、全員協議会で指定管理予定業者により説明がありましたように、指定管理料については支払っていくという予定をしております。条例で定められておりますように、条例に従って業務報告書が提出され、その内容が地域に確実に定着するのに支援が必要という判断になった場合には、運営に対する支援も考えていこうと思っております。

現行の補助金というのは、甲良町のせせらぎ農産物振興事業補助金のことと思いますが、これにつきましては現行のまま継続していきたいと考えております。金額につきましては現行のままで実施し、期間は特に定めておりません。

4番目の赤字補填につきましては、単なる赤字補填というものは行わないような協定にしたいと考えております。

現在の職員の雇用でございますけれども、これにつきましても全協で指定管理予定業者が説明がありましたように、現在の職員11名は全て継続するという方向でございますけれども、職員の方がどう考えておられるかということの確認の上の雇用ということになると思います。

続きまして、指定管理者と町側の協議機関を常設し、定期的に協議を義務

化するかということでございますけれど、これも先ほどの、先般の全協で指定管理予定業者より説明がありましたよう、定期的な情報交換をふまえた上の協議をする考えでございます。

6番目の生産者組合との協議機関を常設し、定期的に協議を義務化させるかということにつきましても、先般の全協におきまして業者より生産者と十分な連携、協議を行い、施設運営を推進したい旨の説明がありましたところでございます。町としてもこのような協議機関は必要と考えております。

違反ですね。これにつきましても甲良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續に係る条例におきましてそのようなことが9条、10条、11条ぐらいに書いております。この条例に基づきまして処理していきたいと、もしそのようなことが起これば処理していきたいと考えております。

8番の加工品におきましても、指定管理予定業者と協議を図って地元加工業者の育成ということは図っていきたいと、こう考えております。

以上でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 全ては協定書にかかってくると思うんです。今現在のせせらぎの里こうらについては黒字を生む現状ではありません。町の職員が配置され、そして、その上に運営費補助金が投入されているということですから、そのことを企業さん側は、この協定書の、この間レクチャーがありました案の中でも1、2年、3年まで、5年の間の期間で言えば最後の4年、5年、指定管理料ゼロにするという計画が出されています。そういう点では、町側がどういうスタンスで指定管理に臨むのかというのが非常に大事でありまして、そのことを議会の議決を得られたら協定書、つまり協定がどんな内容になるのか、つまり、せせらぎの里こうらを指定管理に移す上でどういう内容を町が指定管理者に求めるのかというのが明らかでないまま議決を求めるわけですよね。そうすると、これは白紙委任状を議会に求めるみたいなものです。ですから、協定書骨子、骨格、概要ですね。骨子があってしかるべきだというように思うんですが、それはどうされますか。

つまり、レクチャーでありました現在の従業員のスタッフの雇用は継続するといいますが、これは業者側の言い分です。けども町側が雇用者を保障するのかという点で協定の中にそのことを盛り込むというのが入っているのかどうかについても点検が私たちわかりません。そういう点で協定書そのものがこれからだという段階で指定管理の議案が出てきたと。こういう内容で骨格を考えているというのがないんですか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 基本的には道の駅せせらぎの里こうら設置目的が都市生活者

との交流活動を通じて田園生活の魅力を発信するとともに、特産品の開発、新作物の導入などを行い、町の主要産業である農業の振興を図るということが目的でございますので、この目的の達成されるということをまず前提において協定書を作成していきたいと考えておるところでございます。審査の中でも、今、議員が申されるようなことにつきまして説明がございましたので、甲良町が出しました指定管理の募集要項等に則りまして、この間、業者の説明がございました。そういうことを十分に考え、協定書を作成していきたいと考えている次第でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 中心となりますパシフィックの会社概要を見ますと、資本金4億9,000万ですよね。そして、勝本さん率いる会社は、資本金100億円。こういう点で勝本さんのレクチャー、つまり道の駅の成功のためにこういうプラン、それから農業者育成についてもレクチャーがありました。このことを取り入れようと思うと、利益のことを考えると、なかなかそうはうまくいかへん部分が出てきます。レクチャーの中にも競争力という形でありました。それが町によって調整されるというのが必要ですから、この義務化についても常設機関、協議の機関についても義務化するというのがちゃんと協定の中に盛り込まれて、任意で善意的に進めるのじゃなく、協定の中身できちんと、ここの中にもありますよね、館長が監視をするということにもなっています。いわゆる7ページのところに書いていますが、そういうのが協定の中にちゃんと盛り込まれて、こういう内容で指定管理、引き受けますというのが私たちは見通しが持ちたいんです。それはどう考えられますか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 条例にも実績報告等収支報告書等につきましては年に1回、定期的に役場の方に提出していただくというぐあいに定まっておりますし、そのときにヒアリングというか、聞き取りをするということも定まっておりますので、定期的に年に1回は確実に町と一応交渉はいたしますけれども、これ以外にも、やはり経営にいろんなことがありましたら、定期的な、正式な会議というのでもないかもしれませんが、協議は重ねていきたいと、こう考えております。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第68号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**建部議長** 議案第68号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき、議決を求めることについて。

彦根市と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成26年12月8日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 次のページをお願いいたします。

議案第68号で、湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書についてご説明いたします。

今回の変更は、平成21年度の定住自立圏協定以降、全国の先行実施団体として湖東定住自立圏共生ビジョンを作成しました。その計画に基づき、各分野で事業を進めてまいりました。今年度は5年間の事業の最終年度であり、これまでの取り組みの状況や課題を整理し、次の計画に反映するための変更であります。

平成21年度とは状況が変わったものや、当初の目的を達成したもの、定住以外の枠組の取り組みの方が有益なものについて協定項目の2つの変更、4つを削除、1つを統合したものであります。

以下、説明いたします。

平成21年度10月4日、彦根市と甲良町との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号エ(イ) a 中「びわ湖・近江路観光圏構想の推進をびわこ湖東路観光協議会事業」に、「連携によって観光圏を形成し、その観光の魅力の増進により国際競争力を高め」を「連携による広域観光を推進し、圏域ならではの魅力ある観光資源を活用することにより」、「農山村と都市」を「圏域と他の地域」に改め、同号エ(イ) b (a) を次のように改める。

(a) びわこ湖東路観光協議会事業などを通じ、圏域ならではの魅力を活かした体験型観光や滞在型観光の商品づくりなど、乙および関係機関と連携しながら圏域内の観光の振興を図る。

第3条第1号エ(イ) b (b) 中「発掘整備、彦根城の世界遺産登録に向けた取り組み」を「活用」に、「連携し」を「連携しながら」に改め、同号エ(イ) b (c) を削り、同号エ(イ) b (d) 中「、農山村と都市を」を「圏域と他の地域」に改め、同号エ(イ) b (d) を同号エ(イ) b (c)

とし、同号エ（イ）c（a）を次のように改める。

（a）びわこ湖東路観光協議会事業などを通じ、圏域ならではの魅力を活かした体験型観光や滞在型観光の商品づくりなど、甲および関係機関と連携しながら圏域内の観光の振興を図る。

第3条第1号エ（イ）c（b）中「ふるさと交流村」を「せせらぎの里こうら」に、「、観光」を「により、甲および関係機関と連携しながら圏域内の観光」に改め、同号エ（イ）c（c）中「、農山村と都市」を「圏域と他の地域」に改め、同号エ（ウ）を削り、同条第2号ア（ア）を次のように改める。

（ア） 取組の内容。

a 圏域の1市4町で組織された湖東圏域公共交通活性化協議会において、圏域内の地域公共交通の交通課題の解決に向けて連携して取り組む。

b 鉄道、路線バス、予約型乗合タクシーなど地域公共交通機関がネットワークとして機能するよう、圏域内の地域公共交通全般にわたり調査・検討し、地域公共交通の改善に取り組む。

c 湖東圏域公共交通活性化協議会を実施主体として、予約型乗合タクシー「愛のりタクシー」を引き続き運行する。

d 鉄道へのアクセス向上のため、JR稲枝駅改築その他の駅関連施設や駅周辺施設などの整備を推進する。

次のページをお願いします。

e 路線バス、予約型乗合タクシー等の路線図および時刻表の発行、情報紙やインターネットホームページを通じた情報発信、バス待ち環境の改善等、地域公共交通の使いやすさおよび分りやすさの向上に取り組む。

f 圏域内の地域公共交通の利用向上を図るため、関係機関と連携しながら地域公共交通の啓発に取り組む。

第3条第2号ア（イ）a中「彦根市地域公共交通総合連携計画」を「湖東圏域地域公共交通総合連携計画」に、「圏域内における」を「圏域内の」に改め、同号イおよびウを削り、同号エを同号イとし、同条第3号を次のように改める。

（3）圏域マネジメント能力の強化にかかる政策分野で、職員の人材育成、交流等。

ア 取組の内容。

職員の資質および政策課題への対応力等を高め、地域をけん引する人材を育成し、圏域全体の行政力の向上を図るため、合同による研修および研究を行い、併せて職員間の交流を図る。

イ 甲の役割として、（ア）甲が職員研修を実施する際に乙の求めに応じ

て乙の職員が当該研修に参加する機会を設ける。

(イ) 甲乙共有の政策課題等について、甲がその対応策等を研究するに際し、乙の求めに応じて、乙の職員が共同で研究する機会を設ける。

ウ 乙の役割。

(ア) 乙が職員研修を実施するに際し、甲の求めに応じて、甲の職員が当該研修に参加する機会を設ける。

(イ) 甲乙共有の政策課題等について、乙がその対応策等を研究するに際して、甲の求めに応じて、甲の職員が共同で研究する機会を求める。

以上のように変更するものであります。よろしくお願ひします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第14 同意第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 同意第4号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成26年12月8日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

甲良町公平委員会委員のうち1名が任期満了となるため、次の者を選任することにつき、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

住所 犬上郡甲良町大字尼子2374番地。

氏名 圓城稔彦。

生年月日 昭和29年10月3日。

提案理由としまして、圓城稔彦氏は、民間企業に40年を超える期間勤められ、労務管理などの見識を有しています。地域では地元の信望も厚く、尼子出屋敷農業組合長など、役員をされておりました。また、人格は高潔であり、地方自治の本旨および民主的で能率的な事務に理解がありますので、今回、選任をお願いするものでございます。よろしくお願ひします。

○**建部議長** 説明が終わりました。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、同意第4号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。
(賛成者起立)

○建部議長 着席願います。
起立全員であります。
よって、同意第4号は同意されました。
次に、日程第15 請願第4号を議題といたします。
本請願につきましては、阪東議員が紹介議員となっておられますので、阪東議員から説明を求めます。
阪東議員。

○阪東議員 それでは、朗読をもって請願書に対しての提案をさせていただきます。
裏のページなんですけれども、米価下落等に関する意見書の提出を求めることについて。

【請願の趣旨および理由】。

26年産水稻の10月15日現在の全国の作況指数は101の平年並みで、米の需給は引き続き緩和基調で推移しています。このような状況の中、国は26年産米の過剰米対策は行わず、収入減少影響緩和対策(ならし)のみで対応する方針であり、26年産米は出回りからかつてない水準まで価格が下落し、生産現場では大きな不安と混乱が広がっています。

また、大幅な米価の下落に加えて、日照不足・長雨・台風などにより、10月15日現在の本県の作況指数は97の「やや不良」となり、滋賀県産米の10月20日現在の1等米比率は52.8%となり、特にコシヒカリにおいては1等米比率が39.9%となっているなど、水稻への質、量、両面で大きな被害を受けました。

加えて26年産米から米の直接支払交付金の半減などによる所得の減少によって再生可能な農業経営の継続が脅かされるなど、農業者の資金繰りへの影響も懸念されます。

27年産米以降についても主食用米の需要の減少(毎年年間で8万トン)や、政府の備蓄米の枠の減少(5万トンの減少の予定)などをふまえると、

作況によっては需給緩和がさらに拡大することが懸念されています。とりわけ米を中心とする本県農業、特に担い手経営体にとっては、農業収入および農業経営への打撃は深刻であり、こうした状況を国が放置すれば「農林水産業・地域の活力創造プラン」に示されている「農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させる」目標の実現が不可能になることは明らかです。

つきましては、以上をふまえ、地方自治法第99条の規定に基づき、下記の事項を内容とする意見書を政府および関係機関に提出されるようお願いします。

記。

1. 過剰米の市場隔離（備蓄米の適正水準の見直し・発展途上国等への支援等）に向けた対策や米の需要拡大に向けた消費拡大対策を講じること。

2. 26年産米で予想される収入減少に対して収入減少影響緩和対策（ならし）交付金の早期支払いと2割以上の収入減少に対しては国が補填すること。

3. 資金繰りに影響のある農業者に対する緊急融資等に向けた対策を早急に講じること。

以上です。よろしくお願いします。

○建部議長　　ここでお諮りいたします。

これより審査願います請願第4号につきましては、会議規則第92条第2項の規定によりまして、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○建部議長　　異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長　　ないようですから、質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員　　9月議会で米価下落に対する対策を求める意見書が可決をいたしました。基本的にはその内容が盛り込まれており、そして、加えて2、3のところで農家の悲鳴が聞こえるところを組み入れて文案に書かれています。そして、その内容を全面的に評価をしたいと思っております。そして、今まで政府が進めてきた減反政策、生産調整と、それから米価を市場原理に委ねて政府が食糧確保の責任を放棄する、ここの矛盾が露呈をしてきた問題であります。と

りわけ年度内の解決、安倍政権は、ここにもありますように対策をとらないというように明言をしていますが、この態度そのものを変えさせる必要がありますし、少なくとも今年度内の解決をして生産者米価の下落の対策を政府にとらせるというのが非常に大事ですので賛成討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本請願を採決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、請願第4号は採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。15分間。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時29分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、日程第16 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会規則第56号6条第1項の規定により1人35分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますが、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問してください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、2番 阪東議員の一般質問を許します。

阪東議員。

○阪東議員 2番 阪東です。

議長のお許しをいただきましたので、これより質問書に従いまして順次質問をしてまいりたいと思います。

まずは、1番目に農免道路の事故について伺いいたします。

池寺から下之郷までの農免道路の事故について伺います。東びわこ農協カントリーエレベータより上200メートル程度の交差点、点滅交差点なんですけれども、そこでたびたび事故が発生しております。地元の方はよく理解しているのであまり事故はされてないように思うんですけれども、他の市町村の方が非常に多いと思います。事故は多分当事者の過失というふうなこと

で処理はされていると思うんですけども、これだけ頻繁に事故が発生するという点については、この交差点について何か問題があるのではないかと
いうふうに思います。道路管理者である町としてどのように思っておられる
のか、見解をお聞きしたいとします。できましたら近年の事故発生数が、
多分頻繁に起こっているの、その件数をチェックされていると思うので、
その説明もふまえてお願いしたいとします。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 今ほどのカントリーエレベータからの交差点でございます。
町道と町道の交差点ということで、道路の環境の整備ということで行
っております。1灯式の信号機もついておるところでございますが、交差点の
注意看板、夜間の点滅、道路の注意勧告ラインなどを行っております。そ
ういふようなところで対応をしているというところが現状でございます。事故
等はちょっと今、把握はしておりません。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 質問が、私はいろんな形の対策を講じられて、点滅信号も、いろ
んな標識もつけられて、まだなおかつ多いというのは、ほかに何らか原因が
あるのではないかとするふうな質問なので、その点についてよろしく。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 今ほどの見解といたしましては、そういう分析など、し
ているといいますよりも、警察からの指導とかいうことで今のあれだけのこ
とは行っているというところでございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 2番の方に若干触れられたんですけども、彦根警察署、交通安
全協会はどのように町の方に言っておられるのか、そこについてちょっと今
ほど触れられたので、2番の質問になろうかと思いますが、よろしくお願
いします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 警察とか交通安全協会からは、特には指示・指摘等につ
いては受けておりません。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 一ぺん、両方から自動車を走らせてみて、何が原因なのか。見
えない部分があるのか、そういうふうなところについて一ぺん考えてもら
って、一ぺん見てもらいたいなというふうに思います。死亡事故が起こら
んことには対策がなかなかとれない面もあるんですけども、そこをや
っぱり十分に、事故が起こってからでは、死亡事故が起こってから大
変なので、町の見解と

いうのを明らかに今後していただきたいと思いますというふうに思います。

それと、3番目ですね。もともとその道路は農免道路として整備されていたもので、センターラインもない狭い、今言うによく走っている狭い道路で、そこに交通量が多くなっています。主幹道路として早急に整備が必要と思うんですけれども、既に県よりアクション21プランで整備をされているようですけれども、事業主体が町のために、今後方向性を聞かせていただきたいのと、やっぱり予算化を含め、計画がいつごろするのかということを確認に示さないと道路改良にならないというふうな形で、いかがお考えでしょうか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 今ほどの整備の関係ではございます。幅員も狭く、交通量もかなりの量が昔に比べますと出てきているというところではございますが、以前もちょっと答弁させていただきましたが、県道の昇格をずっと要望しているところではございます。しかし、現在は町道で整備を行うというのがプログラムの中で言われておるところではございます。なかなか町として予算を組めるような状況でないというのが現状でございますので、今後、県道の昇格もふまえ、県道の見直しが現在進められているところではございます。それを加味しながらということで進めていきたいと考えております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** できるだけ早く、昇格はできないということは聞いておったんですけれども、町の踏み込み次第で道路改良はできるということを聞いていましたので、是が非でも改良の方を進めていただきたいと思います。

続いて、ふるさと納税についてお伺いします。

先ほど補正予算で、審議で西川議員の方から若干触れられましたので、重複するところがあるかと思っておりますので、そういった中でまた質問をしていきたいと思っております。

今年9月議会で報告がありましたとおり、2,262人の方々が、金額としてその時点では4,700万の寄付をいただいたとお聞かせ願いました。そのお返しとしてお米111トン、それで若干の甲良の水を送られたということなんですけれども、しかしながら、手元にほとんど残ってなく、大半が原価と経費に消えてしまったというふうな説明を受けました。本来ふるさと納税というのは納税者がいろんなカテゴリーにおいてこのように使ってほしいというふうな希望のもとで創設されているものですので、無駄にしないためにも今後どのような体制で臨んでおられるのかをお聞かせ願いたい。やっぱり企業なんかでも、やはり原価と経費を引いてしまうと、実際、利益というふうな形のものとは2割残ったらええかなというふうに私は思うんです。だから、そういうような観点からすると、やっぱりそういうふうな計画がなか

ったのかもわからんし、そういうような形について、今後、体制についてどのように考えるかお聞かせ願いたいというふうに思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** まず、第1弾のふるさと応援寄付金につきましてですが、その後、運送会社さんなり農協さんと話をさせていただきまして、ご理解いただきまして、約350万ほど積み立てできるようにはなりました。確かに第1弾で全国的に甲良町の知名度も上げられたのではないかと考えています。第2弾につきましては通年受付ができるようにということで、11月4日からスタートをしています。ふるさとチョイスというサイトがあるんですけど、そこで、一応近畿で2位に甲良町がランクづけされまして、大分知名度がアップされているとは思いますが、道の駅で販売している商品と、道の駅の会員さんの取り扱っている商品を道の駅を通じて町が購入してというのを基本的には考えておりますし、還元率というか、納付金に対してのお返しの経費であります。第2回につきましては送料なり、必要経費を50%まで抑えて半分は町の寄付金として残るように設定はしております。

以上です。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 今、いろんな乱発で沢山のものをほかから買って、そのお返しというふうな形もやっておられるところが沢山あると思うんですけども、それで要は寄付金が来たら、かなり来たらええのかなという考え方もあると思うんですね。そういった中、今の地域農産物というふうな形のもの、ほかで買うてくるやつもあろうかと思うので、地域農産物の還元も含めて大体何割ぐらい今後考えておられるのか。地域のものはこれだけお返しする。ほかにないものはやっぱり買ってこんとあかんというふうなこともあると思うので、全部地域特産物で還元を考えておられるのかというふうな形について。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** まず、第1弾の寄付の入金の金額であるんですけど、4,700万ということがありましたが、実際には2,161人で4,500万ほどであります。ちょっとそれだけ報告します。

あと、還元率につきましては、町の方はお米、お米はまた再開させてもらいますし、通年受付の分は道の駅で実際今販売しているのを町が買ってということをお考えしておりますので、何%というふうには今の段階では考えておりません。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** できるだけうまくやっていただきたいなと思います。

それと、公平性ということもやっぱりあまり今回はできてなかったと違うかなというふうに思いますので、そこら辺も含めて慎重に来年に向けてやっていただきたいなというふうに思います。

続きまして、いじめ認知件数について伺います。

今年10月17日の中日新聞の報道で、滋賀県の教育委員会は県内公立小中学校で、去年のいじめに遭った件数が1,288件あったと。前年度より433件多くの多発をしたということで報道をされていました。また、教師や生徒に対する暴力や器物破損というふうな形について659件ありました。そのうち中学校は460件を占めているというふうに、大半が中学校になっております。甲良町の小中学校の状況を前年度、若干お聞きしたと思うので、それで比較していじめの認知件数というふうなものがどれだけあるのか、また、暴力・器物破損件数ということが昨年と時系列に並べるとどうなってくるかというふうな形でお答え願えればありがたいなというふうに思っております。

それと、質問の中には記載はしていませんが、把握範囲で答えていただきたいと思います。生徒の暴力事件などの背景があった場合、例えば保護者に対して的確に先生等が伝える義務があると思うんですけども、それをやっぱり先生だけでも大変なことやと思うので、甲良町全体の教育委員会としてどのように保護者に伝達していくかというふうな形をどうされているのかな。先生にお任せしっぱなしか、それともやっぱりこういうふうな指導が、県教の何か指導を受けながら誰かが向かって、先生と同伴しながら的確に保護者に伝えているかというふうな形について、あればお答え願いたいなというふうに思います。

○建部議長 学校教育課長。

○大橋学校教育課長 まず初めに小学校ですけれども、いじめの認知件数、平成24年度は1件、平成25年度はゼロ件です。暴力・器物破損件数は、平成24年度が10件、平成25年度がゼロ件でした。いじめおよび暴力・器物破損、両方とも減っております。次に中学校ですが、いじめの認知件数は、平成24年度が1件、平成25年度も1件の報告がされています。暴力・器物破損件数は、平成24年度が9件、平成25年度が14件と増えていますが、ほとんどが限られた同じ生徒によるものと聞いております。ただ、平成25年度の上半期までに13件、14件のうちの13件と集中しております。徹底した指導の積み重ねによりまして、それ以降は大きく減っております。

それと、先ほどの教委との連携ということですが、必要の場合ですが、教委も学校の方と連携をいたしまして、必要でありましたら保護者の方

との連携といいますか、解決に向けての取り組みもしていく形になっております。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 お聞きしたのは、やはり器物破損というふうなもので、学校で暴れるというのは、家庭でも何かあるのと違うかなというふうに思っています。そういうようなことで、やはり的確に保護者のところに行って、やっぱりそういうような環境を見るというのが、やはりその生徒に対しても救いもするという事になるかと思っておりますので、是が非でもそういう活動を、甲良町については減ってきているということで安心はしてはいますが、できるだけそのような体制というふうな、学年によって暴れる人もおるといっても若干聞くときもあるんですけども、そういうようなことがないようにやっぱり学校指導をやっていただきたいとお願いして、この質問は終わらせていただきたいと思っております。

続いて、4番目にこうら道の駅についてお伺いしたいと思っております。

秋の行楽シーズンも終わりました、関係者の方々については一段落してほっとされていることじゃないかなと思っております。全員協議会で指定業者の説明も受けて、いよいよ第2段階というふうな形のもので出発されると思うんですけども、そういった中、また現状としてはこれから冬場につながります、集客が少ない時期に入ってきますけれども、担当の方はやはり頑張っていて、できるだけ、少しでも売り上げが上がるように努力をしていただきたいと思っております。

そういった中、愛荘町が湖東三山インター付近で、湖東三山あいしょうを11月1日にオープンされました。内容的には、若干こうら道の駅とはコンセプトが異なるかと聞いていまして、見る限りそうかなというふうに思います。そういった中で、こうら道の駅に対してオープンしたことによって影響があったかなかったかということをお聞きしたいと思っております。農産物の売り上げが極端に落ち込んだ品目があったのかということも合わせてお聞かせ願えればありがたいなと思っております。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 議員が申されますように、11月1日に湖東三山館あいしょうがオープンされました。道の駅直売所の売り上げについても、また来場者の人数等についてちょっと心配、影響があるのかということも心配しておりましたが、11月の売り上げも、来場者につきましても、前年11月と比較いたしますと、両方とも伸びているという状況でございましたので、大きな影響はなかったように考えております。何が売れなかったというようなこと

も大きな影響はなかったように感じているところでございます。ただ、11月だけの比較でございますので、今後どのようになるかと言うことは注意喚起していきたいと、こう考えているところでございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 今の11月の率的には前年度とどれぐらい、どうもなかった。ちょっと上がっているということなんですけど、数字的には。わかったらお教え願いたいなというふうに思います。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 全協のときにお配りいたしました25年度の売り上げ別、月別集計表と26年度の集計表を比較いたしますと、売り上げで25年度が1,179万8,870円が、26年度は1,472万4,647円ということで、約18%ぐらいの伸び率で、来場者につきましても25年が3万3,380人で、26年が3万9,211人ということで、両方とも伸びておりますので、まず、今のところ影響がないということでございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。

それとちょっと2番目に、各地で農産物が競合するというふうな形のもので販売品が沢山あると思いますけども、何か1点、加工を含む目玉づくりがやっぱり必要なのかなというふうに思います。先日の予算で特産物開発品があまりにも少ないというふうに思いました。たしか20万くらいやったと思うんですけども、開発予算は補助予算であってはならんと僕は思ってます。開発は開発するために使う。開発部門というものをやっぱり固定化して、それを中でやらずのか、アウトソースするのか、どちらでも構わないんですけども、それでやっぱり予算化をして夢の商品を生み出すというふうな形のものを必要があると思います。これから指定業者にアウトソースするんやというふうな考えもあろうかと思いますが、やはり地元のそういう住民の手によって夢の商品というふうな形をつくるのが本来の姿やと思うので、そこら辺について担当課としてはどのように目標というか、立てられてるのかなというふうに思いますけれども、予算は予算でもう決まったので仕方がないと思うんですけど、次年度はちゃんとやっぱりできると思うので、その辺については。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 現在のところ、道の駅直売所で販売実績から、イチゴ、小菊、仏花、お米などが売り上げを上げてきております。これらが特産品と言えるものになってきているという状況でございます。また、加工品におきましても漬物、弁当など、そして、地元の果物を使ったプリン、ジャム、シフォ

ンケーキや、野菜を使った惣菜、こんにゃくなどの試作品も店頭に並べてもらっているという状況でございます。まず、これらの農産物、そして加工品、これをまず拡大していきたいと考えております。そして、新しい特産品開発でございますけれども、これにつきましては予算の都合上、現行の制度で研究というか、開発していただきまして、アンテナ店ということで道の駅に出荷というか、試作品を出していただきまして状況判断していただき、これでいけるとなれば次の段階に行っていたいただきたいと思います。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 よろしく申し上げます。

次、5番目に人口減についてお伺いいたします。

日本創成会議から我が町は消滅可能都市ということで指摘をされました。しかしながら、立地的にはインターも近く、また、都市交流の利便性も前ほどよりもよくなったというふうに思います。しかしながら、若者の定住ができない原因としては、町は現在どのように考えておられるか、プロジェクトを、町長が檄飛ばしてプロジェクトをつくったということも新聞に載ってましたけれども、途中経過で明らかになって、その原因か実態か、ちょっとわからないんですけども、その原因を聞かせていただいたらありがたいというふうに思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 アンケートにつきましては、10月25日までで、今、1,000人の方に郵送して依頼している段階でございます。意向調査につきましては、11グループで91人から意見を聞きました。集計はまだですが、意見の中から考えますと、若者が定住できない原因としては住宅用地の確保が課題ではないかなというふうに、途中ではありますがそう思っております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 これは私の思いなんですけれども、常日ごろこう思っているのは、この甲良というのは中間部というか、中山間部の中間部というふうな地形上、せせらぎの環境ということで緑と、またせせらぎというふうな整備というか、環境整備が整った場所で非常に災害が少ない。台風とか地震とか、本当にリスクは少ない立地に示していると思うんです。やはり今、災害というのはみんな敏感で都会の人は思っているのは、やっぱりそういう災害が本当に少ない町やということのをこれから1つはPRのところなので、そういうような形もホームページとかでどんどんPRしたら人口の、決して若者が定住するか、それはわかりませんが、人口が増えるということは税収が増えるということなので、そういうことも考えてみられたらどうかなというふうに思ってお

ります。

次に2番目で、このまま進んでいけば、当然学校を含む保育園、幼稚園、いろんな形のもものが統合をしていかんと経費が成り立っていかんということも考える場面があるかと思えます。ちょっと日にちは忘れましたが、国から廃止施設というふうな形のもの、重複している施設とか、そういうようなものを考えなさいよというふうな通達がやっぱり出ておったと、今年の新聞でちょっと、日付はわからんですけど出てました。甲良についてもこのまま行ったらやっぱり限界のところがあるかと思えますが、町としてはどの時点ぐらいが想定をしておられるのか、想定してなかったらしてないで結構なので、一ぺんお聞かせ願いたい。また、想定する施設に対してはどんなものかなというふうにもあるかと思えます。よろしくお願ひします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 平成25年6月に、経済財政運営と改革の基本方針というのが閣議決定されて町の方へもそれにかかわる通知が来ております。それは公共施設のインフラ整備をどうするかという中で、基本的にはものをつくるじゃなしに、今あるものを賢く使うという方向です。その中で施設の統廃合についても検討していきなさいというような内容でございます。

甲良町については、今おっしゃるようななどの時点でどの施設をどうと。学校教育施設もありますし、いろいろあるのですが、まだそこまではできておりません。ただ、その整備を進めていく前提としまして、町の骨子的な計画をつくりなさいという指針が出ておりまして、それについては、町の方では来年、再来年あたりでその基本的な物の考え方をどうしようという計画をつくっていかうとは思っています。次の段階で個別の施設についてどうするんやということについては住民の皆さんの意見を聞きながら進めていくということになると思えます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 よくわかりました。

次に、6番目ですね。通学路のグリーンゾーンについてお伺ひします。

6月の議会で、一般質問で通学路のグリーンゾーンの表示について町長からやりますというふうな確約をいただきました。回答をいただきましたが、やっぱり費用も、これはついてくるもので大体計画があるかと思えます。どの程度の期間で完了ができるか、見通しですね。それで調査されました総距離というのはどれぐらいあったのかというのは、あの時点でこれから総距離を調べてと言われてましたので、もう既には総距離を出んことにはやっぱり計画も立てられんと思えますし。

それと、1番、2番をふまえて一緒に質問をします。国の補助金ですね。

それは町単独ではこのような形はできないと思いますので、文部科学省かどこやらわからんですけれど、どこの省庁からどのような補助金名でいただくのか、お教え願えればありがたいなというふうに思っています。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 総延長につきましては出てはいるんですが、ちょっと今手持ちにないので、後でまたお知らせさせていただきます。

まず、今年度ですけれど、西小学校を中心にしたゾーン30という時速30キロ制限の区域を警察が定めております。まず今年度についてはその中で1カ所ということで、西小学校から小川原へ向かう方向でゾーン30の区域、大体170メートルぐらいあるんですけれど、そこをまず、これは町の単費になりますけれど、試験的にやらせていただきたいと。来年度につきましては町長が申しおりました5路線について来年度で全て整備をしていきたいなというふうに思っています。それ以降につきましては、必要な箇所について都度協議しながらということで進めさせていただきたいと思います。

補助金ですけれど、これは通学路安全対策プログラムというものを町の方が作成しますと補助金がついてくるというものでございます。それについては今年中にプログラムをつくりたいなと思っていますが、補助金名は、社会資本整備総合交付金事業というものでございます。これは国交省関係になるんですけれど、その中に子どもたちが安心して通える緊急合同点検に基づく通学路整備という補助金がございます。補助率は60%です。それを活用して27年度中にできればというふうには考えております。

○阪東議員 ありがとうございます。

一応全部質問が終わりましたので、私の質問はこれで終わらせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○建部議長 阪東議員の一般質問が終わりました。

次に、4番 西川議員の一般質問を許します。

西川議員。

○西川議員 4番 西川です。

議長の許可を得ましたので質問させていただきます。

7月だったでしょうか、大林組より土地をいただいたというお話がありました。その件についていろいろとお聞かせいただきたいと思います。

1番のところで、わかりやすい図面をとということで質問しておきましたところ、これをいただいたということによろしいですね。この中で次の2番目、面積と地目というところで、教えていただきたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 面積につきましては、約28万8,000平米でありま

して、筆数が61筆あります。地目につきましては山林、原野、雑種地、公衆用道路であります。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 山林、原野云々のそれは、3つにも4つにも分かれているという理解でよろしいですか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 はい。61筆ありまして、それぞれに地目がうたわれています。その種類が4種類あります。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 これはどこに所属しているのかという、集落扱いになる用地なのか、土地なのかということをお聞きしたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 大字池寺で西ヶ丘というところです。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 それでは、次の3番のところですが、開発行為をすれば規制や障害や問題はないかというところなんです、国や県の方で保安林だとかいろいろな云々の森林法だとか砂防、暴風、風致、その辺のところの規制がいろいろとあるかと思うんですが、あの地区はそういうところにはなるか、なってないのかということをお聞かせください。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 保安林には指定されておられません。あそこを開発する場合がありますが、建物を建てる場合は開発行為が必要ですが、その場合には幾つかの法手続がありまして、まず、環境アセスメントという法手続と、あと都市計画法、森林法、道路法などの手続がありまして、それをクリアする必要があるということです。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今、手続をしているというようなところですね。まだ。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 手続はしていません。そういう手続をしていかないと開発の許可がおりないということです。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そういう中で障害があるかないかという問題で、この障害とは進入路の問題とかそういうところがありますし、入口のところに西明寺が扉をつくっているというような問題とかがあるかと思うんですが、もし開発するにあたってはどのようなことを考えておかんといかんのか、そういう問題があると思います。

それと問題としましては、私が存じていますのは、昭和40年代にこの山を大林さんが買った理由なんです、多賀町のキリンビールの造成をするときに買われたと。いざ造成にあたられて行ったときに、土が適さないという形の中であきらめられまして、よそから土を大半を持ってこられたと。何ぼかは搬入されたんですが、やはり粘土質の問題があったのか、何があったのかのところはわからないんですが、当時の所長が困ったこっちゃわという話で私も何回かお話しさせていただいたことがあるんですが、甲良町としてはそのときは搬入路の問題等で307から犬上川の右岸を通過してキリンビールに入る。帰りの道は福寿橋を渡って左岸の堤防を走って、名神の手前から抜けていくというようなルートをつくられて計画はされたんですけど、なかなかその辺が土が悪くてそのままになっていったと。その後いろいろなことを計画されたというふうに大林さん自身も、町長もおっしゃってましたが、やられているはずですが、なかなか適さない土地というようなことがあったかと思うので、そういう問題点もいろんなものは頭の中に置いておかなあかんだろうと。

それと、あそこ、公園だとか、いわゆる松茸山にするとか、そういうことなら問題はないかと思うんですが、いざ造成するとなったら相当な困難が予想されると思いますので、その辺のところをふまえた中でいろんな問題点を解決することを頭の中に置いておかないといかんと。もらった土地ですから何とか使わないかんわけでしょうから、その辺のところをどうしていったらいいものかということをやはり考えていっておかなあかんと思うんですが、その辺、いかがですか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今、議員が言われたとおり、そういうことも考えていかなあかんと思いますし、当然、関係機関とも今後は相談しながら進めていきたいとは思っています。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 それから、次、4番目のところへ行きたいんですが、大林さんが土地を持っておられたわけですから、甲良町にはどれぐらいの年間固定資産税が入っていたのかというのがわかったら教えていただきたいと思います。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 固定資産税の年間額でございますが、平成26年度固定資産税額は11万200円でございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 これは毎年このような金額で推移しているという形ですね。

じゃ、その次に議会承認が必要ではないのかというところの話なんです、

いただいた土地に文句をつけるわけじゃないんですが、やっぱりよその地域での話をさせていただきますと、県内の市町だったと思うんですが、こういう寄付行為を受けて議会が、こんなものもろたら大損するぞという形で反対されたところがあったように記憶しております。1つに、あそこはそんなことはないと思うんですけど、昔の亜炭鉱の跡だとか、大谷石の跡やとかいうような形で、全く気がつかずにもらったわ、陥没して補償問題になっているとか、そういうことなんかがあり得るかと思うんですが、議会承認が必要なのかどうかというところを、ちょっと甲良町の場合どうなっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今回の寄付につきましては、地方自治法の96条の第9項というのがありまして、そこに該当しない寄付でありますので議会議決は不要であります。該当するというのは、条件つき寄付の場合は議会承認が必要ということで、今回条件がついてませんので要らないということです。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 それと、こういうものの面積とか、面積がもっと大きかったとか、そういうときでもそういうものは今回のことに関してやったら一切関係ないという形ですか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 面積につきましては登記簿で寄付を受けていますし、条件つきというのには、寄付を受けたことによって、例えばですけど何かを負けよとか、法的な条件がついた場合でありまして、今回は普通の寄付でありますので議決は要りません。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 先ほどは11万何がしの税金だったんですが、それが年間20億だとか30億だとかの固定資産税が飛んでしまうようなときにでも、それでも問題ないということになるんですか。はい。

それから、次に行きます。企業の誘致活動をちょっと今、現状でお聞きしたいと思います。町長も何回かお話しされているとは思いますが、県の土地開発公社が解散されまして、県としては企業誘致活動への力の入れ方も今は若干弱くなっているんだらうというふうにも想定されますが、その辺のところ現状の誘致活動ですね。その辺が今どのようなことをなされているのかというところをお聞かせください。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 寄付を受けた後、県の方に企業誘致推進室というのがありまして、そこに相談と、その土地、寄付を受けたのでPRをしてください

というような話をしております。あと、コンサルなどにその土地の使い方を検討するために取りつけ道路をつけたりとか、そういう内部で検討するために、まず予算の見積もりを今依頼しているような状況であります。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 次の質問とも重なるところはあるんですが、1つに、人口減少の問題も地方創生もいろいろ絡んでくるとは思うんですが、国の施設を何か来てもらって、その辺のところは、先ほど阪東議員も話がありましたが、甲良町のあの辺の地域は、いわゆる自然災害、そういうのはまず少ない。地震においてもほとんど地震が、震度2とあらわれても揺れないというような状態にもなっていますし、風水害についてもよっぽどのあれが来ない限りは大丈夫だとは思いますが、そういうところでもって国の企業を、甲良町単独では難しいかと思うんですが、そういうようなものに来ていただいて、人が住んでくれることを考えることも必要ではないのかなと。あの土地、相当広いでしょうから、そういうことも働きかけていくと。今、富士山が爆発したら東京あたりは壊滅状態になるわけですから、そういうところでもって関西に持ってくるのでも、やはり地理的条件的に一番いいのがこの付近だと思うんですね、障害もあまりないし。そういうところで、いろんところで皆こぞって何か考えたらどうなのかなというのも1つだと思いますが、いかがでございますか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 現在は湖東定住自立圏協議会におきまして新規の企業誘致をはじめ、既存の企業の高度化や集積など、企業立地を広域的にということとで今取り組んでおります。経済の活性化と雇用の創出確保を図るために企業立地促進事業というのがありまして、甲良町の企業誘致が、計画が具体化しましたら、湖東圏域エリアとする企業立地基本計画というのがありますので、そこに反映を定住の方でしていったら、それで広域的に企業立地に取り組んでいきたいというふうには考えております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 湖東定住圏の中でやられているということなんですが、それじゃ、次の隣接町との関係という形なんですが、この地図で見ますと全体的にこの付近みんな山で何も開発がされていないというところかと思いますが、一部若干、愛荘町の斧磨の辺で今やり出したところがあるんですけど、それが何かというのは、私はわかってないんですけど、それ以外が相当広い面積がありますが、その辺のところを提携しながら、小さな規模じゃなくしてもっと大規模なものにするとか、そういうところを話されているかというようなところを、町長、ありましたらお答えいただきたいと思います。

○建部議長 町長。

○北川町長 大林さんの提供いただいた土地につきまして、まず、私どもの方でもできるだけ、まずこの隣接地域を含めた形の共同開発ということも将来的にはあるかなというふうには思っておりますが、甲良町の今ある土地をいかに早く、どういう形で企業誘致等に結びつけていくかという取り組みを先前提として取り組んでいきたいなというふうに思っております。ただ、4年ほど前に愛荘の村西さんが町長のときに2町で県の土地開発公社の方にも出向いておりまして、そのときにも甲良町にある、当時は大林さんの所有の土地、あるいは長寺区が持っている区有林等を含めて、その隣接に郡界を挟んで南側が西武が持っている土地があります。これと、それ以外の土地もあって、総面積にすると約30万坪ぐらいあるんじゃないかなというふうにざっと思っておりますが、そういうところの開発を湖東三山のスマートインターができるということがもう既に決まっておりますので、道路のアクセスが非常に便利がええというようなこともふまえて、ぜひとも開発に県の方も協力をいただきたいというようなお話に寄せていただいたという経緯がございます。

ただ、滋賀県の方もいろんな地域で、4カ所、5カ所、工業団地等の造成等行っておりますので、そういう中で立地条件がここが一番いいと言われるような形をつくるには、まず我々が今現在所有させていただいた土地についてアクセス道路をつけるなり整備をして、そして企業にPRをして来ていただだけそうやなというような環境づくりを先進めていきたいというふうにも思っております。

以上です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 まず甲良町最優先、よくわかりますし、それ以外で全体的な国の機関に働きかけるとなるとこれだけでは面積が狭いでしょうから、大きな図体で考えた方が得策かとも思いますので、そういうことは頭の中に入れておかれているということはわかりました。

それで、企業誘致にあたりましては、前から何回も、町長もよく理解されておりますが、湖東三山スマートインターができたわけですけど、一番手っ取り早く用地を貸してほしいと。使いたいとか言って出てくるところは、やっぱり運送屋だとか倉庫業、そういうところが来られると思うんですけど、それは華々しく見えるかわかりませんが、それではほとんど地元の間人が仕事にならないというようなところがありますので、そういうところのご遠慮願いたいなとは思いますが、その辺は頭に置いていただけるのかどうかというところをお聞かせください。

○建部議長 町長。

○北川町長 西川議員おっしゃるとおりで、企業が進出していただく中で税収が見込めるということが大前提であります。今、北落の工業団地もそういう意味ではセキノ興産さん以外は製造業でもないというようなことから、そこから辺がちょっと弱いのかなというふうな思いをしておりまして、先般も県の商工労働部の企業誘致推進室、甲良町の方においでいただきました。その中で私どももできることなら企業誘致に関しては製造業が第1条件であるというようなお願いもさせていただきました。県の方の説明の中では、物流の中でも最近では、例えば楽天とかいろいろなネットのああいう通信販売とか、そういうのがありますね。ああいう企業さんの場合はそこで何百人も社員がいて、仕分けをして発送を毎日するというようなことで非常に企業として製造業以外でもかなりそういう部分は税収も見込める、雇用も見込めるというような、そういう企業もあるというような説明もいただきましたが、我々としてはあくまでも製造業が大前提ということをお願いはしております。ただ、この問題については、今度18日も知事との懇談がありますので、知事の方にも積極的にそういう部分の働きかけもしていきたいなというふうにも思っております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 その辺はよろしく願いしておきたいと思えます。

それと、これだけの用地ですので住民さんの思いなんかもアンケート調査をされるのはいかがなものかなと、ちょっと一案として入れていただければなとは思いますが、アンケートのとり方にもよりますが、どういようなことをお考えになっているのかという形のところがあるかと思えますけど、そういうことも1つの案だと思いますので、ちょっとお願いだけしておきます。

次に、人口減少問題に移らせていただきます。

先ほどの阪東議員のところにもかぶるところがあるかと思えますが、先日、テレビを見ていましたら西村課長補佐が出ておられました。第1回なんですか、第2回なんかしりませんが、会議が開かれていたようですが、現状での甲良町での取り組みの進展状況というんですか、その辺のところをお聞かせください。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 プロジェクトチームの進捗状況ではありますが、6月20日に発足してから5回開催しております。主な内容としては町からの自治会役員さんに依頼している研修や出役の現状の洗い出し、どれだけ依頼しているかという現状把握と、現在実施している各分野での支援策がどのようなもの

が出ているのかというのを洗い出しをしています。先ほども言いましたが、住民意向調査は91人実施済みでありまして、1,000人アンケートについては12月25日で今実施中であります。

以上であります。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 次、2番目の減少の歯どめ策というところなんですけど、この辺がどんなものが考えられるかということなんですけど、1つに、私も最近よく聞く話なんですけど、親が出ていってもいいよというふうにおっしゃるとい、この問題が一番大きなことじゃないかなと思うんですよ。ちょっと若いうちは外へ出てこいというような形だとか、結婚してすぐのときには外へ出なさいと親が了解しているというところの問題も、これ、どういう年代かというところもちょっとわからないんですが、親が出てもいい、自分たち親2人で住むよというような形とか、家庭の生活バランスが昔と大分崩れてきていると、そういうところの問題もちょっとあるかと思うので、その辺がどうなのかというようにところで町としての歯どめ策、何かお持ちかどうか、お聞かせください。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 住民意向調査とまちづくり協議会で字の役員さんとの意見交換はさせていただきました。アンケートについては実施中であって、具体的には施策はまだできておりませんが、今ほど西川議員が言われたようなことはまちづくり協議会の意見としてもそれらしい意見は出ておりました。まだ施策は具体的にしていませんので、1,000人のアンケートの結果が出ましたらそれらのことをふまえて、プロジェクトの方で施策案を作成してもらおうかなということを思っています。その案についてパブリック的な意見を聴取していきたいなというふうには考えております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 次に、3番、4番、まとめていきたいと思いますが、本町の良さ、自然が多いとか、その辺のことはありきたりのことだと思うのでそういう答えは要りませんが、本町の良さ、それとマイナスですね。負の要素ですね。それは何なのかというようなことが現状でもわかってましたら教えていただきたいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** これも意向調査からの内容でありますけど、景観のことはおきまして、まず、良さにつきましては、高齢者施設が充実している、地域の人が子どもを見守ってくれる、未就学児童の子育て支援が充実している、待機児童がない、夏休みなどの長期休暇に子どもを預けられる、学校の先生

の数が多い、災害がないというような意見が出ておりました。それと、マイナスの要因であります。まず、町のイメージが悪い、自治会活動に参加する回数が多い、街灯がない、公共交通が不便、働く場所がない、お店がない、住宅用地がない、学校が荒れているイメージがある、このような意見がありました。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 当然の答えが出ているかと思うんですが、良さは本当に社会保障が充実されているんだということは大いにPRの要因だとは思いますが、マイナス要因が大体出尽くしているんだらうというふうに思いますので、そこが今後の課題だとは思いますが、次の5番の問題に絡んでいきますが、20代、30代の女性が少ない。これは創成会議が出した話になるわけですけど、その辺をどのようなことを今、町としてのお考え、アンケートの答えじゃなくて町としてのお考えを聞きたいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 政府の方が、まち・ひと・しごと創生総合戦略の長期ビジョンを12月に作成する予定をしておりましたが、この衆議院選挙で少し遅れ込んでおります。政府による長期ビジョンが示されましたら、それに合う地方版の総合戦略を28年3月までに作成する、努力義務であります。なっていますので、甲良町の方もそれに向けて作成しようかなとは思っております。

総合戦略を作成するには当然、人口の分析や将来人口の推計などをしていかなあかんことになります。そういうこともふまえて、アンケートの結果を参考にしながら町としても将来の20代から30代の人の増加とか子育てや雇用の目標などをその総合戦略の中で示していきたいなと考えております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 28年3月というところですが、その辺までにいろんな話が出ればいいんですけど、なかなか難しい問題ではなかろうかなと思います。

次、6番目に入らせていただきますが、これ、国の方でも言っていますが、今1億3,000万が1億を目標にするとかいう話が出ているわけですけど、人口が減っていくことは、これ、どうしても仕方ない話だと思いますので、この辺はふまえた中で考えないといかんというふうには思うんですが、新総合計画でも、甲良町が出している新総合計画の中にもありますが、人口は減るという想定はしてたわけですけど、それが、進行がものすごい早いと、前倒しに来ているというところの問題があるので、やはりその付近で今、いろんなことを考えていく中で人口をどの程度にするかということ想定しないといろんな方策も立てられないんじゃないかなというふうにも思いますが、

その辺のところを、目標値というのを、今、皆さんはどのような形でとっておられるのかということをお聞かせください。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 今ほども言いましたが、アンケートの集計を国立社会保障人口問題研究所の部長さんの協力のもとにアンケートを進めております。その人のご意見を参考にしながら、今後もそういうことを進めたいと思いたすが、その総合戦略を立てる段階で、当然目標数値なりは示していかなあかんことになっていきますので、そのときに具体的な数字は出していききたいなどは思っております。現時点ではどれだけというふうにはまだ決まっております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** まだ決まっていないということですが、やはりそれが基本やと思いますので、いろんなことを計画するにしても。高齢者対策なのか、若者対策だとか、その辺の、何に基本を置くかというところが決まっていなくてその辺は難しいかと思っておりますので、それを頭に置いて計画していただきたいなと思います。

それと、先ほどから答えが出てますけど、7番目の地元で働く場所が少な過ぎると、これに関しまして、何らか策を練っていかないかんわけですが、このチームだけで考えていてもいかん、役場の行政だけで考えててもいかん、やはり商工会だとか、民間の力をお借りすることを考えていかないかというところは解決できないんだらうというふうに思いますが、今後どのように取り組まれようとしておられますか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 今ほども言いましたが、役場の案ができましたらパブリックコメントというか、みんなに意見を聞ける場を設けて意見を聞きながら進めていきたいとは思っています。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** この問題はたびたび皆さんから質問が出る話だと思いますので、それでやはり広報なんかでも度々に出していただけるようなこと、そして、皆さんの意見を聞いていくような形でもって町民に知らして、甲良町に住もうやないかという方向へ持っていかないかんわけですから、その辺のところは公表をよろしくしておきたいと思っております。

続いて、地方創生についてお伺いします。

まだ国会が通ったばかりですので、そんなところまでは準備できてないというお答えが来るかわかりませんが、要は、政府は人口減少に歯どめをかけようと。今ほどの話とつながっていくわけですけど、住みよい環境を確保し

て、まち・ひと・しごと創生で活性化に向けるということを言っているわけですが、雇用の確保、目標を施策に掲げているという形の中で、甲良町としてはどのような事案を考えているかということなんですが、この間、石破大臣がいろんなことを言っていました。国に対して要望されるときにあたっては、町が独自で計画立案、それで成果まで、こういうことが求められるだろうという想定までして出してきてほしいと。それによって考えていくというような話もされていまして、それは財源絡みの話だったと思いますが、その辺が今、甲良町として先取りで取り組んでいかんことにはいけないと思いますので、その辺を今、どのようなことを思っておられるか、お聞かせください。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 町としましては、全国の連合の、さっき予算で質問がありましたそういう組織にも加入して情報収集したり、意見交換をしたりしていますし、県の方も県と市町の研究会、先ほど議員が言われた、テレビで放映された、あれが第1回目ですし、そこでも参加して、そこで各市町が勉強しながら国の総合戦略の地方版をどういうふうにつくっていくかという議論を今しているところであります。その総合戦略に市町独自のことを計画して、それに対しての支援があるのではないかなというふうに思っていますが、まだ国の方の説明会がないもので、ちょっとはっきりしたことは言えない状態です。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** この問題に関してこれから国のことがまだ発表になっていないというところがあるかとは思いますが、これを国が発表するまでに、やはり先取りしていくような、挑戦していくような形で調査していただいて、こういうのはだめなのかという提案が先にできるような状態で進んでほしいなということを思います。たしか私の聞き違いでなければ、大臣は1万人以下の町に対して、この2番目の話なんですが人を派遣してもいいよというような話が出ていました。その辺が公表されているのかどうか私も存じませんが、大臣の答えとしてそのような話があったというふうにも思っていますので、その辺をやはり1万人以下の町というのは全国にもものすごくあると思うので、その辺の中で甲良町単独でもらえるのか、費用は持たないかんのか、その辺のところはわかりませんが、犬上3町で1人しかもらえんかもわかりませんが、そういうこともやはり頭の中に置いた中で国の人に来ていただくというような形もやっぱり、どの程度の人が来るのかというのも私もちょっとわからないんですけど、派遣してもらおうとなったときにですね。その辺のところも頭の中に置いて、活性化のためでしょうから、その辺は取

り組んでいかないといかんやろうと。後追いでどうなりましたでしょうかねとかいうのは、待っててはいかんと思うんですね。やっぱり先に先に体当たりでいかないとやっぱりこれだけ疲弊している町になってくるという形で来てますので、その辺のところ、何らかの方策を早く知って、情報収集して、やはり進めてほしいなと思います。その辺、こういう派遣があるのかどうかというのをご存じでしたらお聞かせください。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 町の総合戦略の作成を含め、地域の地方創生の取り組みを支援するためということで国の職員を派遣する制度があります。日本版のシティーマネジャー派遣制度というのがありまして、費用については市町持ちです。人件費は市町持ちでというのが、制度はあります。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そういう制度があるということですので、何もならないために呼ぶわけじゃないでしょうから、その辺のところは頭の中に置いた中で人材を、いい人材を確保しなきゃいかんと思いますので、その辺のところを、来ていただくならですよ、そういうことも頭の中に置いていただきたいなと思います。

じゃ、次に、最後の質問に入らせていただきます。

懲戒審査会についてですが、9月末までに設置をするというお答えがあったかと思うんですけど、今、どのようになっているか、お聞かせください。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 10月1日付で要綱を整備いたしました。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 その中身について、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。メンバーとかその辺が何人でどのようになっているとか、対象範囲はどういうようなものなのか、特別職が含まれているのかとか、その辺のところが、出していただける資料があれば一番いいんですけど、まだその辺まで至っているのか至っていないのか、その辺をお聞かせください。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 構成人数は5人です。総務課長はじめ教育次長、議会事務局長、企画監理課長、総務課参事でございます。

○西川議員 それは、資料はもらえないんですか。

○中川総務課長 資料は町の要綱ですのでいつでもお出しすることはできます。以上です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 議会事務局も含まれるとおっしゃいましたね、たしか。事務局員

か。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 委員の中には議会事務局長も入っていただくということですが、それは議員を対象にするという意味ではございません。職員の懲戒に対する意見を聞くという意味でございます。今回の要綱は一般職員の懲戒、分限に関する審査をするということでございます。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 特別職も入ってないと。

また後で、それじゃ、そういう資料、いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

私の質問は以上でございます。ありがとうございました。

○**建部議長** 西川議員の一般質問が終わりました。

ここで、昼食休憩に入ります。1時30分開会をお願いします。

(午前 11時49分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○**建部議長** 再開いたします。

次に、1番 山田議員の一般質問を許します。

山田議員。

○**山田議員** 1番 山田です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

12月に入り、大変寒くなりました。一昨日の土曜日には雪も降り、道路も凍るようになりますので、そういった点をふまえて質問したいと思いますし、議長が言われたように、時間も遅くなるといけませんので、手短に行いますので明瞭にお答えいただきますようお願いいたします。

まず1番目の質問なんですけど、ごみ焼却場建設計画を問うということで、1番目の第一化成工業滋賀工場に隣接の山ですね、谷川さんが所有する1万1,000坪のところを建設するとして近隣の集落に説明会を行ったと聞きましたが、現況はどのようなになっているのか、お答えください。

○**建部議長** 住民課長。

○**川嶋住民課長** 失礼します。ただいまの質問でございます、これにつきましては、谷川さんの土地で1万5,000坪でございます。平成26年6月25日の午後7時半から長寺地域総合センターの方におきまして隣接集落3集落、愛荘町の常安寺の正副区長さんと長寺東の正副区長さん、長寺西の正副区長さんに来ていただきまして、1市4町で広域行政組合のごみ焼却施設として活用したいという旨のお話をさせていただきました。しかし、1つの集落でも反対があればこの話は取りやめるということも伝えておりました。そ

れで、7月中ごろだったと思いますけれども、長寺西の区長さんの方から、これは口頭だったんですけれど、役員会の結果反対意見が多かったという旨を伝えられました。そして、平成26年9月7日付で、これは長寺東の区長さんから文書によって返答書が来まして、長寺東役員、あるいは近隣の住民の全員の方が反対されたという旨の答申書がありましたので、それを受けさせていただきました。それでそのままというか、この話は当然1集落でも反対があればやめるということになっておりますので、そのままの状態でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 それでは、この話は中止ということ。その時点で説明がされたという、この時点ですが、ほかに候補地は挙がっていたのか、ちょっとお聞かせください。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 どこも挙がっておりません。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 わかりました。

それでは、次の2番目の方を、質問に入らせてもらうんですけど、広域での協議状況ですね、今現在はどのようにになっているのか、お聞かせください。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 2カ所の候補地が以前あったわけですが、1カ所については土地の地盤等の問題で白紙になったということで、2カ所の候補地がありましたけど白紙になったということでございます。それで、1市4町区内で候補地を募集するということで現在なっております、現在、ごみ処理施設建設候補地の選定委員さんが設置されまして、これは11名でございます。広域行政組合の方で設置されまして、委員の所掌事務といたしましては、募集、あるいは選定要件の検討、それと候補地の選定、評価を行い、管理者に報告するというようになっております。現在、12月16日、まだですけども、第1回の委員会が開催されるということで、これは公開になっております。

以上です。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 わかりました。また1つだけお聞かせ願いたいんですけど、公募委員ということで1名、10月に入って募集が町内であったんですけど、11月中旬、先ほど言われた12月にあると思うんですけど、この1名というのは誰がなられたかというのはわかたらお聞かせ願いたいんですけど。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 済みません。申しわけない。今ちょっと資料は下にあるんですけど、愛荘町の方がなられたということを知っています。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 どうもありがとうございます。わかりました。これから状況等が変わってきましたらまた教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2番目の質問に入りたいと思います。

町道の管理を問う、舗装の管理を問うということで、1番目なんですけど、町道において現在、雨が降ったりすると水たまりができています。箇所があり、また、でこぼこになっている箇所も見受けられるが、どのように管理をしているのか、お尋ねします。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 以前も答弁をさせていただいたものでございますが、町道約100キロメートルほどございます。それを路面性状調査というものの、路面の状態を調べるというような調査を平成24年度に実施いたしております。全体的には望ましい管理状況であったというような結果でございました。

また、以前と同様に、部分的には修繕を、必要なところについては順次修繕しているところでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。それに対してなんですけど、今年度、また昨年度においてそういうような町道に対しての苦情などは何件ぐらいあったのか、また事故につながらなかったのかということとちょっと、苦情が何件があったのかというのがあれば教えていただきたいと思います。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 苦情といいますか、要望なども含めますけども、都度修繕をいたしております。昨年度で25カ所、修繕いたしております。道路の部分だけです。そのほかには下水道、また上水道も別々にまた行っておりますので、全部では50カ所ぐらいを修繕しております。この修繕というのは単価契約でやっておる分でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。今ちょっとまたもう一つ、質問なんですけど、月にそういった町道の見に行くとか、また、そういうような会議等をどのように行っているのかだけお聞かせ願えますか。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 会議としては持ってはおりません。課内で検討する程度で定期的に行っているものではございません。そういう要望などあった場合、

現場に行くということ、また、もしくは、一応路線を決めて月に何回か回っております。また現場に行ったときなど、できるだけそういう場所を通るようにして確認をしているというのが現状でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 どうもありがとうございます。

そうすると、先ほどから答えていただきましたが、2番目の危険箇所が何か所あるのかというのを書かさせてもらっているんですけど、今現在はないということで、先ほどの答弁でよろしかったかと思うんですが、よろしいでしょうか。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 危険箇所というのは順次修繕しておりますので、今の段階としては、言われたことは順次やっているというところです。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。

それでは、3番目の方なんですけど、先ほど言われた修繕の方は随時やっているということなので、3番目の方も今年度、まだこれからやるというところがあればちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 先ほどの性状調査に伴いまして、修繕計画ということで現在策定いたしております。修繕というのは路線の修繕になります。今、先ほどは単価契約の箇所、箇所、1カ所短い箇所についての修繕です。それとはまた変わりますが、2路線について今年度舗装修繕を行います。12月に発注予定でございます。また今後の予定としては、今の修繕計画の計画に基づいて実施していく予定でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。これからやはり雪が降って道も凍るようになってきますので、管理をしっかりとさせていただいて事故につながらないようにしていただきたいと思っておりますし、また、除雪の対応もしっかりとお願いいたします。

それでは、最後の3番目の質問に入らせてもらおうと思います。

長寺西から行政懇談会を行ってほしいということで懇談会を行ったときに要望されていること等ということで、山本米穀店前交差点が事故も多く大変危険であることから何かできないかという要望があったことに対して、30メートル手前側にパトライトを考えているということでお答えしていると思っておりますが、その件で早急に実施していただけないのかをちょっとお聞かせください。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 行政懇談会ということですが、行政懇談会は甲良町はやっておりませんので、一応そういう話し合いの場があった、要望の関係で、パトライトについては町の中に設置するということで、あまりそういう市街地の中でパトライトというのはあまりない状況でありますけれど、できれば設置したいという思いもあります、町の中ということなので結構あれ、まぶしい、いろいろありますので、その辺、近隣の住民さんに理解をもらえないと、やったはええが要らん、変な話、まぶしいとか、いろんな苦情が出て困りますので、その辺、ちょっと調整させていただいて、理解が得られればできるだけ早い時期にはというふうには考えています。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。そこら辺、ちょっとお聞きしたいんですけど、そこで事故があったのはよく聞くんですけど、近年、何件ぐらい事故があったのか、また、一番ひどい事故はどのようなものがあったのか、お聞かせください。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっと今、資料を持ってないのであれですが、ここ1年以内には大きな事故は起こっていないというふうには思っています。大きな事故は、数年前は何件か立て続けにというか、ありましたので、それは記憶しているんですけど、その後は、今のところは出ていないとは思っています。

ただ、そうやからというてほっておくということはどうかなと思いますので、できるだけその辺は近隣住民さんに話をさせていただいて、それからということで考えていきたいと思えます。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。

前回、私の一般質問でも、事故が起きてからでは遅いんですということでもちょっとお話しさせてもらったと思うんですけど、ここは実際に事故が起きている箇所ですので、やっぱり早急に何らかの処置を実施していただきたいと切にお願いしておきます。

それでは、最後の質問の2番目に入らせてもらおうと思うんですけど、その他の要望事項が出てたと思うんです。私の聞いた限りでは9点あるんですけど、11月5日現在でそういう資料をいただいているんですけど、今、お答えしたことに対して変わってきたこと等があればちょっと教えていただきたいんですが、よろしくお願ひします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 9点というのは、ちょっと長寺西さん、ほかもそうなんです

けど、要望書をいただいている分と、その後で追加でいろいろ来たりとかありますので、ちょっとどのことか、今内容がわからないのでお答えしにくいのと、個別の事案につきましては各担当部署で対応させていただいていますので、それぞれ回答させていただいています。申しわけないんですけど、個別の事案についてはそれぞれで確認をしていただけたらというふうに思います。よろしくをお願いします。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 わかりました。長寺西からの要望に対して必ず実行するということを切にお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○建部議長 山田議員の一般質問が終わりました。

次に、3番 野瀬議員の一般質問を許します。

野瀬議員。

○野瀬議員 3番 野瀬です。

議長の許可を得ましたので、これから質問させていただきます。

まず、今年の台風19号発生時にはアメリカのハリケーン台風で役に立ったということで、タイムライン防災計画というものが計画されまして、防災計画にのっとって、JRが事前に、風は強くないんですけども事前に列車を運休したと。事前に通告したおかげでそれほどの混乱もなかったということで聞いております。甲良町では最近、大きな災害は発生しておりませんが、このように防災に関しては事前に行動計画を準備しておくこと、これが大事だと思います。甲良町でもしタイムライン防災計画、このようなことが計画されているのなら一度ご紹介いただきたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 甲良町では、まだタイムライン防災計画というか、時系列に順を追って対処の仕方を事前に取り決めしておきなさいという内容やと思うんですけど、まだそこまではできておりません。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。それほど急ぎませんが、事故、災害が起こってからでは遅いので、計画を順次進めていただくよう、よろしくお願いします。

続きまして、今年には大きな災害はありませんでしたけれども、甲良町には何回か台風による警報、注意報じゃなしに警報が発令されております。そのたびに町職員さんも待機なり、安全パトロール、出ていただいたと思うんですけども、その結果を、例えば犬上川ですと、もちろん氾濫直前になったらアナウンスはあるんだと思うんですけども、ただいまこういう状況であると

というような防災無線で放送があれば、その近隣の地区自身も安心できるので、そういった甲良町住民に対する伝達システムですね、どのような状態でどう放送するかというところの取り決めなりシステム、この辺がどうなっているかというのを説明いただきたいんですけども。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 今はそこまでも、それも細かい取り決めはできておりませんが、大雨洪水警報が発令されますと、一応役場の5班編制で、7、8人が1グループ5班編制のグループを組んでおりまして出動、待機をしております。警戒にあたり、情報収集したりということによってやっております、そのことについてを住民さんにお知らせするという事は、今のところまだ行っておりません。議員がおっしゃられるように、特に犬上川の近くであるとか、危険といいますか、川でいつも氾濫するようなどころについては、状況に応じて字の区長さんなりには連絡をするようにしているんですが、それをシステム化というところまでもできていないので、その辺はもうちょっとしっかり取り組んでいきたいというふうには考えています。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** わかりました。これからだと思えますけども、この辺もシステム化して、町の内部で人が変わったとしても同じような伝達ができるようにシステム化していただきたいと思えます。

続きまして、昨年でしたか、台風時、集中豪雨によって犬上川の金屋の部分、増水で堤防が削られるというような被害が発生しましたけども、もう少し豪雨が続けば堤防が決壊するという危険性は考え得る話だと思うんですけども、県の浸水想定、これでは甲良町は、犬上川があるんですけども、その浸水想定の対象外ということになっております。先ほど言いましたように、もう少し大雨が続けば決壊の可能性があるのにどうして対象外になるのか、この辺のところを報告をお願いします。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 詳しい内容までは説明を県からはもらえなかったんですけど、結果だけ言いますと、県の方では犬上川は決壊するという想定はしていないという返答でございました。

ただ、昨年の台風の後も含めて、町長の方からも金屋地先、あるいは小川原地先の状況、あるいはその早期復旧に向けて、きつく県の方には申し入れをしております、護岸工事は一応やっておりますが、それでもそれでいいのかと。やり方がどうなんやということも含めて、それもさらにきつく町長の方からは事あるごとには要望させていただいております。

そのこと等をふまえて監視カメラの設置であるとか、あるいは、今おっし

やられる浸水想定区域への見直しということではこれからも続けて要望していきたいとは思っております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 彦根市、多賀町、この犬上川沿岸でその地域に指定されておりますので、甲良町自身もそういった格好で見直していただけるよう、県に強く要望していただきたいと思います。

続きまして、防災センターの関係ですけれども、まだ詳しく決まっていないという話はちらっと聞いているんですけども、6月議会でしたか、防災センターの概要を12月ごろに計画の説明をするということで話がありましたので、具体的なところ、煮詰まっているところがありましたら報告をお願いします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 済みません。6月に言っておきながら半年がたってしまったということで大変申しわけない思いでございますが、基本的には説明しておりますように、面積的には1,600平米程度で、2階建ちということでの基本は変わっておりません。防災の拠点となる施設ということで考えております。中身、何をどうするかという具体的なところはまだこれからということで、基本設計を行っていただく業者につきまして、ヤスザワ建築設計ということで11月25日に決まったというところまでのご報告にさせていただきます。

今年度中に基本設計を行いまして、27年度に実施設計、27年度中に工事にかかっていって28年度には完了をしたいという思いがございますが、その過程の中では、議員さんも含めてですけれど、意見をお聞きしながらということで中は決めていきたいというふうには考えています。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。なるべく早く、詳細が決まりましたら議会で報告をよろしくをお願いします。

○建部議長 次に行きます。

災害というのは1つの町でおさまるものでなく広域で被害が及ぶものであります。現在、甲良町単独で防災センターの建設、これを計画されていると思うんですけども、弱小自治体、甲良町自身、人口が少なく、予算も少ない中で建設しなければならないのか。ちょっと理解が難しいところがあるんですけども、その辺の説明をお願いします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 弱小自治体、人口規模が小さいということでありましてけれど、防災の基本は、まず地域から自主防災も含めてやっていくということもござ

います。規模が小さいからその取り組みをしないということではございません。防災センターだけが防災ということではないんですけれど、甲良町ではそういった拠点施設もありませんし、役場の設備を見ていまして本当に脆弱でございまして、いざ起こったときに会議をする場所もないというような状況もございまして。その辺をふまえて防災センターはどのような自治体であっても、防災センターという言い方をさせてもらいますけれど、防災の拠点というのは必要ではないかというふうには考えております。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** その防災センターに最初のころ、庁舎機能を一部持たせるというか、そこへ入るといふ話を、説明がありましたけども、これに関しては目的外使用というところに一部なるとは思うんですけども、その辺のところ、法的に問題がないのか、解釈をお願いします。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 庁舎の代がえということは、基本的には考えていません。ただし、防災を担う担当部署であるとかいうものはやっぱりそこにおるべきやというふうには考えていますし、具体的に言いますと、総務課の防災部門というのがそれに当たりますし、建設水道部門も一応うちの防災計画の中では重要な位置づけを占めておりますので、今、入っていますブロック建てのところには建設水道課が入っていますけれど、その危険性もありますので、その部分も併せて移っていくと。併せて、今、産業課が公民館に間借りをしているという状況で、逆に言うたら、あれもどうやという指摘があってもしかるべきやり方になっている。ただ、課として設置する場所がありませんので、仕方なくそこにおるといふ状態です。

もちろん目的外使用といえますか、そういった課が入ってはいけないというルールはないんですけれど、建物をつくる際にはその補助金であるとかいう部分は、そこはちょっとカットされてしまうということがございますので、その辺は慎重に考えたいと思うんですが、甲良町の身の丈に合った防災センターをつくっていくという中に必要最小限の課はそこに入れていただくという意味での庁舎の一部機能はあるというふうに解釈していただいた方がいいかというふうには思います。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** わかりました。本設計に入るまでというところになりますけども、本設計に着手するまでには十分な説明と、そして議会だけじゃなしに住民合意というところもふまえて十分説明というところでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、次に行かせてもらひます。

この防災センターで、補助金取得でももちろん建てていかないと、単独ではなかなか難しいところだと思うんですけども、その辺の補助金というところを計画しているのであれば、国とか県とか、この辺に対してもアクションを起こしていかなければいけないんですけども、現在、その辺の接触ですね。コンタクト。どうされているか、説明をお願いします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 補助金というよりは、むしろこちらは交付税の方がお得といえますか、そちらです。防災センターという意味での補助金というのはございませんが、交付税で措置をしていただくということが基本でございます。現在、そのことについても県の方には協議資料といえますか、大まかな金額の提示のみです。図面を出すとかどうのこうのまではできませんので、そういった資料の提出はしているところでございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 これからがスタートだと思うんですけども、ただ県なり国なりの理解はしていただいているんですかね。そこはどうでしょう。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 理解という意味がちょっとあれですけど、国や県に建てますよというお伺いは特には必要ないということでございます。あくまで町の計画にのっとってやる場合には、起債なり交付税措置されますよということですので。今言いました県には話をしていますという数字につきましても、全然雲をつかむような話はできませんが、それが今後変わったとしても、それは特に影響があるというものではございませんので、決定した数字を言っているという意味で町が勝手に金額を決めているということではないのでご了解願いたいと思います。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。早目に明確にさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、平成16年の12月、国で犯罪被害者等基本法ができて今年で10年目なんですけども、この間、各自治体では、国とか県の指導のもとで犯罪被害者支援施策を検討して取り組み方針をまとめてきたと。その集大成として犯罪被害者支援条例というものを策定されています。県内の市町では高島市、豊郷町、多賀町、甲良町のみが未制定となっています。この4自治体のみとなっております。早期の制定が望まれておりますけども、甲良町での条例制定の計画はどのようになっていますか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 今、おっしゃられたとおり、県内の状況はそういう状況です。

全国的にも449都道府県市町で制定されております。ごくわずか、残り少ない市町になってしまいました。甲良町においても設置に向けては検討していきたいというふうには考えております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 検討していきたいという方向はわかりますけど、計画は、例えば来年なり再来年という計画はないのでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 今のところ具体的計画はありませんが、早急に町長とも協議しまして制定に向けて考えていきたいというふうに思います。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。早期にお願いします。

○建部議長 続きまして、過去何度か町長選挙のときに教育長の選挙違反問題、これを取り上げましたけども、問題を棚上げにしたまま今日に至っているような感じがしております。来年の4月から教育委員会制度、この辺の制度変更がございますけども、それ以降も引き続き教育長に仕事をしていただくのでしょうか。

○建部議長 町長。

○北川町長 野瀬議員の質問ですが、9月議会に金澤議員からも同じ質問をいただいております。私としましては、任期満了までは教育長には頑張っていたきたい、このような思いであります。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。

じゃ、次に行かせてもらいます。

県の道路整備アクションプログラムで国道8号線と307号線の接続道路として県がしようとしております池寺下之郷線、この辺のところの道路状況を私も調べていく中で疑問点がありましたので質問させていただきます。

前回の議会で濱野議員から、全協で実は質問があったんですけども、町長から回答がありました。場所がちょっと違うと思いましたので再度確認いたします。

質問箇所としてはビワ化工の工場と駐車場の間の道路ではなくて、池寺下之郷の町道とビワ化工の駐車場との境界、官民境界の部分です。西側の水路と道路の官民境界については、水路が官民境界になっていると思うんですけども、そこから東の方をずっとにらんでみますと道路幅から、道路舗装の部分から2メートルぐらいは官地があるように思われるんですけども、その該当の場所というのが町道側に食い込んでいるようにどうも見えますので、官地買収したのかどうか。その辺の確認をしたいと思えます。町民が疑惑を

持たないように明らかにしていただきたいと思います。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 町道池寺下之郷線の部分でございますが、ビワ化工の駐車場の付近ということで、町といたしましては、町道台帳で幅員管理を行っております。そこで道路境界としましては6.8メートルという道路敷きは確保しているという状況でございます。町有地という管理は町道台帳の中ではやっていないというような現状でございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 6.8メートルというのは道路の舗装幅だと思んですけども、そこからのり面というのがどうしてもできてくると思んですけども、その部分が私、西の方から見ると2メートルぐらいはあると思んですけど、その部分がどうかということなんですけども。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 今も申しましたように町有地というような管理は、今現在していないのが現状でございますので、道路台帳としては幅員が確保できているというだけのことでございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そうすると、あそこが官民境界であるということでしょうか。今フェンスが立っているんですけども、あそこが官民境界であると。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 官民境界という部分については現在把握していないというのが現状です。道路の幅員だけの、台帳としてはですね、町道台帳としては道路の幅員のみを管理しているということで、町有地を管理というようなものはうちの中ではないというようなことでございます。

○建部議長 野瀬議員。質問、3回を超えましたので。

○野瀬議員 わかりました。資料はないということですか。わかりました。ちょっともう一度再確認して、後で確認させていただきます。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○建部議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

次に、6番 丸山光雄議員の一般質問を許します。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 6番 丸山光雄です。

今回、総選挙でいろいろ忙しいということで、質問も簡単に済ませていきたいと思っています。

町民の暮らし応援について質問させていただきます。

町民からの要望で灯油代の補助をお願いするというもので、いわゆる福祉

灯油の実施をぜひとも実現してほしいと思っているんですが、いかがでしょうか、担当課長。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 現在のところ、福祉灯油の実施の計画はございません。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 灯油の補助を考えていないということなんですけども、町民に合わない不要不急の予算をやめて町民の暮らしを支える予算の重視が大切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 町民の暮らしを支えるということはとても大事なことだと思いますので、支えられるように努力はしてまいりたいと思っております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 当然だと思います。町民があつての我々のことだと思います。町民にできるだけ補助をしていきたいということですので、ぜひとも福祉灯油の実現をお願いいたします。もう一度お答えの方をお願いします。

○建部議長 再答弁。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 済みません。現在のところはまだ実施の考えはございませんのでお願いします。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 いやいや、個人の考えじゃなしに町としてやっていってほしいと、お願いしたいと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

○建部議長 この件はこれで終わりです。再答弁。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 何度も済みません。実施の計画は、現時点ではございませんので、ただ、町民の暮らしを支えていくということはとても重要なことなので施策の中では考えていく内容のものもあるかと思えます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 ありがとうございます。検討していただくということで、その点で検討していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

次に、ごみ問題についての解決についての質問に行きます。

燃えるごみの年間通じて週2回収集を少なくとも町長公約に挙げた現行の2カ月から4カ月に拡大すべきと考えていますが、いかがでしょうか。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 この件につきましては、来年度夏場の2カ月、今までは7月、8月の週2回でございましたけれども、4カ月、6、7、8、9に増やせる

ように検討しているところでございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 来年からは4カ月に増やすということですが、この前、12月1日のごみ収集の日に、長寺地区でかなりあふれた、ごみがあふれていたところがあったんです。だから、週2回は必要なんですけどね。うちのむら以外にも東学区の方であるむらから要望、苦情として、私のところに要望してきました。ごみの出るのは夏場だけではなく、出るときは結構出るようなことなので、ごみ収集を年通じての方もお願いしたいと思うんですけど、その点で一応答えをお願いしたいんですが。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 現在のところ、来年度に増やせるようにするじゃなくて検討させていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 検討していただいているということで、ぜひ年間通じて、年を通じて週2回の収集の方をよろしくお願いいたしまして質問を終わります。

○建部議長 丸山光雄議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

追加で総務課長。

○中川総務課長 済みません。先ほど阪東議員から質問がありましたグリーンベルトの件ですが、5路線で約3.2キロメートルでございます。

○西澤議員 私の質問で高額医療の件数の報告がメモで来ていますが、本会議で答弁をいただきたいと思っています。

○建部議長 そのように質問してください。

○西澤議員 補正予算のところ、議案で言いますと議案63号ですね。

○建部議長 要するに、済んだんですけど、それが漏れたんですね。

○西澤議員 はい、そうです。報告をお願いします。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 24年度、25年度の金額でございます。24年度の金額につきましては284万1,528円でございます。25年度につきましては301万3,129円、合計585万4,657円でございます。これはあくまでも10月末現在でございます。

それと、件数につきましてはレセプト件数で、24年度は34件、25年度は38件でございます。

○建部議長 それでは、約15分間休憩いたします。

(午後2時20分 休憩)

(午後2時35分 再開)

○建部議長 再開いたします。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、一般質問を始めさせていただきます。

最初は、来年度予算にかかわることです。また、丸山議員も指摘しましたが、民生、つまり家計を暖める予算を重点的に配分をする、そして、町民の暮らし、福祉、そして農業を応援する、こういうスタンスをインパクトを持って表現するということが非常に大事な時期を迎えているということでもあります。その中で介護保険事業について絞って質問いたします。

来年度には介護保険事業の見直し年度を迎えます。介護の社会化と叫ばれましたが、これとはほど遠い現実があります。保険料ありて介護なしとなる改悪案が政府から浮上しています。政府は、軽度の介護を保険事業から外すとともに、来年8月から利用料2割負担を導入すると計画しています。現行の介護保険利用料の減免制度を拡充するとともに、町独自の助成措置が必要ではないかと思っておりますので、見解をお尋ねします。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 現在のところ、介護保険利用料の町独自の減免措置等の施策は考えておりません。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、誰もが健康で安心して暮らせるまち、これは先進の自治体、とりわけ長野県の各市町村が非常に手厚く、無料ないしは軽減措置をとって気軽に早期発見、早期治療、これを実行して介護にかからない、そして健康で暮らせるまち、これを合い言葉に努力をされておられます。また、全国がその取り組みを注目されているところでありますが、甲良町で以前も提起をいたしました、健康で暮らせる、このための総合的な施策、それは総じて結果的に保険料を、保険事業支出を抑えるという効果を生んできています。その点でどのような、来年度に向けて介護保険も含めて、また、一般施策で充実をさせるということが必要だと思っておりますが、立案の程度、どのように考えておられるか、お願いします。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 現在、第6期介護保険事業計画を策定中でありまして、高齢者を含めた多年代の住民がお互いに地域で支え合って暮らせる仕組みづくりということで総合的な地域包括ケアシステムの確立ということをめざして検討をしているところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、その中でスローガンは大事なのですが、実際に支払う側、

町民が安心して暮らしていける、今、諸物価の値上がり等で非常に暮らしは大変です。甲良町がそういう施策で町民の暮らしを応援をしているということをメッセージとして出す必要があるんです。現実には県下で一番高い介護保険料、これを何とか引き下げてほしいという要望は非常に強いものがあります。予算の限度、それから法律上の枠組がありますので、この点、非常に困難なところを抱えていますけども、けども、そういう中であっても、例えば500円とか1,000円とか、こういう金額でも引き下げて町民の暮らしを応援しているでというメッセージを出す必要があるんですね。こういう点、どうのように講じられるか、お答え、よろしくお願いします。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 介護保険料を極力抑えたいとは考えておりますが、高齢化が進み、認知症の方が増加している現在のこの状況から、介護保険料の引き上げを抑えるというのはちょっと難しい現状であると認識しております。引き下げていくためには生活習慣病や運動器の障害等の予防と重症化の防止というところに施策の重点を持っていき、住民の健康寿命を延伸するという事に力を入れていきたいと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 最後のところで言われました健康寿命を延ばしていく上でいろんな食事の関係、それから罹病と、そういういろんなストレスとの関係などで講座を開いておられます。非常に積極的に展開をされていまして、私も評価をさせていただいております。そういう介護制度の利用が多くなればなるほど介護料がそこにはね上がってくるという仕組みそのものがありますので、一般会計で介護にかからない町民、高齢者を含めて、高齢者だけではないと思うんですけども、そういう施策の展開が思い切った形でやらなければこのまま介護保険料にはね上がる事業そのものが非常に大きくなっていくように思うんですが、抜本的な検討が必要だというように思うんですが、いかがですか。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 抜本的な改革というのはなかなかすぐにはできるものではございませんので、計画を策定する中でいろんな皆さんのお知恵をいただきながら考えていきたいと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私も含めまして誰もがこのまちで安心して、しかも健康で暮らしたい、で、最期を迎えたいというように誰もが願っています。そういう方向で町の行政が応援できるようにぜひとも庁舎内の知恵、それから町民の知恵を集めていく必要があると思います。

2つ目に進みます。防災センターの計画についてであります。

これは先ほどの同僚議員からも質問がありました。そこで、私は回答を聞いておきまして、この施策の必要性、重要性、急ぐ必要があるのかどうかについて改めて疑問を持つところでもありますので、その必要性、重要性、どこに置いているのかということであれば防災センターの機能はこういうものを持つという、せせらぎの指定管理のときも言いましたけども、枠組、それから骨格、こういうようなのが示せないのか。示せないままで後の方にも、2とも関連しますが、6億、7億のそういう規模の建設が見込まれているように思いますが、まず、よろしくお願いします。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 骨格、中身ですけれど、必然的には備蓄倉庫が甲良町にはございません。今は保健センターの倉庫に間借りして置いている状態とかいうこともございますし、災害対策本部を立ち上げて会議をする人が入れる場所もなかなかないということ、それから、情報収集をしていく場所もなかなか適当な場所がなくて、今ある施設の中でやりくりしながらやっている状況でございます。先ほど言いましたように、例えば警報が出た場合でも役場の1階の事務室の一角でパソコンを見ながらという操作をやっておきまして、職員が集まってきてもそこに集まって議論する場所もないというような状況もございますので、そういった会議室も必要ですし、防災に備えての地域住民への教育であるとか、子どもたちへの学習の場であるとか、いろんな施設も必要になってきます。そういうことをやっていくことで防災への意識が高まり、防災を進められるということがございます。

今は、先ほどの備蓄が、保健センターの話をしましたけど、例えば西側の木造の倉庫、あそこにも多少物が置いていますが、きちっと整理されたまま置かれていないものもございますし、倉庫そのものが老朽化しておりますので、それが壊れてしまうと、そういった備品を置いておく場所もないという、そういう危機感もございますので、その辺のことは新しい防災センターの方に移して行って、その基本的な部分はきちっと整備するということでの基本的な考え方は持っております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 町民合意の点では、野瀬議員もいみじくも指摘がありました。そういう点では甲良町特有に、独自に、またこの防災センターを建設をしていく、単独の建設が計画されているわけですけども、町の財政規模からすると非常に多額になりますし、他の予算との関係で圧迫が懸念されてきます。こういう点でも防災のときには、建物そのものを頭から僕は否定をするものではありません。しかし、後でも言いますが、ソフトの面できちっと整理がさ

れているのかといえはそうでもない状況で箱物が優先されているというように思いますので、まず、町民合意が必要だというように思います。

先ほど新しい箱物を建設する計画については、阪東議員の質問に答えて施設の統廃合を検討すべきという弱小、人口減少の町に対する国の通達の話を経済課長からしていただきました。その通達の内容とも私は矛盾するのではないかと思います。どうなんでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 施設の統廃合で、議員おっしゃるのはそういった統廃合なりをしていく中で有効利用していったらどうやという、そういう手もあるんじゃないかという意見も含めてというふうに、私、捉えたんですけれど、例えば小学校が今2カ所ございます。子どもの数が減って行って2カ所必要なんやろうかという議論が出てきたときに、仮定ですよ、じゃ、どうするんやと。例えば統合しましょうと。じゃ、1つ余るやないかといったときに何か使えへんのかというようなことも考えられないこともないですが、そこはやっぱり防災センターの場所的なことも含めて、やっぱり町の中心ということは必要かと思えますし、施設の、いわゆる目的外利用、学校と違う利用をしていく、そういう例はございます。けれど、一般的にはなかなか補助金の絡みがあったりいろんなことでその辺の整理がまだ国の方でもされていない状況も聞いております。この間、人口減少の、先ほどありました新しい組織のところでの勉強会みたいなのがあったときに、国の方に対してもそういう質問をされる自治体がありました。国の方ではまだそこは整理できていないということであったので、幾ら町がこれをこう使いたいといってもなかなか返事がもらえないという状況もなきにしもあらずということをおまえますと、やっぱり防災については町の中心で、町の規模に合った、身の丈にあった設備を最小限にしていく必要はあるのではないかとはいえます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 学校施設、教育施設は、これ、統合しますと、その町がさらに寂れていきますし、人口減少に拍車をかけるという点で教育施設、子どもたちの育成の場というのは人数が少なくなったから統廃合するという発想自体、私はくみできるものではありませんし、そういうことはすべきではないというように考えています。

そこで、もしもの災害時のことを考えますと、何といってもマンパワーですね。人だというように思います。一番の頼りになることは各地の災害で教訓になっていますので、この人の育成、つまり町職員も、それから町民もそのことに対応して助け合いの精神を発揮が、そのときに発揮できるということが必要だと思いますが、いかがですか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 それぞれの役割分担といいますか、行政がやるべきこと、それから地域住民でやらなければいけないことを含めてやっていかなければいけないというのはごく当たり前のことでございます。役場の中でも職員に対する防災等での訓練であるとかいうことはまだまだこれからやっていかなければいけない。それから、住民さんに対してもやっていきたい。そういうことを行う場としても防災センターがあるとやりやすいということもございませし、なればできないということはないんですけど、そういうことも含めて考えていきたいですし、その流れの中で野瀬議員の話にもありましたタイムラインの防災計画ですね。そういったことができていけばいいかなというふうには考えています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 防災センターだけが頼りにならないというのは、やはりその点では一致する部分があると思うんです。

それで、11月29日の中日新聞に非常に興味ある記事が出ていました。奇跡の救助、むらの底力。これは長野県北部の地震ですが、30分で住民、次々、こういう見出しで書かれています。住宅27棟が全壊するなど大きな被害があったが犠牲者は1人も出なかった。背景には住民同士の深いつながりがあったというように記者が書いています。中を抜きまして、いろいろ助け上げた経過が書いてあるわけですけども、幸いにも4人の例が出ています。天井が落ちて、はりや壁が散乱した。しかし、幸いにも4人は天井と床との間に数十センチのすき間があり、全員が無事だったという記事ですね。そして、最後に書かれています。白馬村のことでありますが、災害時、住民支え合いマップが作成をされ、それが履行されるいろんな話し合いやコミュニティが構築されているという記事ですね。そして、ここに区長さんが登場されています。61歳の方です。毎年マップを更新し、要介護者がどこに居るのかがわかる。住民が高齢者宅に真っ先に救助に入り、到着した救急隊に的確に場所を指示できたのもこうした制度とふだんのつながりがあってこそ。区長さんがしゃべってはりますね。そして、名古屋大学の減災連携研究センターというところがありまして、阪本真由美さん、特任准教授さんの言葉が書かれています。これだけ早く住民が自助や共助に動けることは多くない。こうした制度やコミュニティの規模が減災につながったと分析しているとしていますね。

ですから、非常に教訓的なところ、これはここだけじゃなくて助けられた、いち早くそういう住民が乗り出す、そして、専門の救助隊と連携をして被害を最小限に食いとめる、ないしは被害者を出さないという状況をつくり出し

ていると思いますので、ぜひ参考にして進んでいただきたいと思います
が、どうですか。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 自主防災組織というべきものが各字でできていくと一番いい話で、その辺については支援をしていかんとあかんのかなど。甲良町内でも尼子地区につきましてはそういう取り組みがある程度なされてきているという実績もございます。そこら辺、身近にそういうところもありますので、甲良町でもできないことではないかなというふうには考えていますので、自治会等が協力しながら自主防災組織のあり方と、隣近所の助け合いみたいなことの字内での役割ですね。ということをしていったらいいかなというふうには考えていますので、そういうことも含めて防災教育という失礼な話になるかもしれませんが、そういうようなことを進めていきたいというふうには考えています。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 字内のそういう体制を整えていく上で障害となるさまざまないろんな問題ですね、人口減少になって高齢化が進んで、そういう助けられて、いち早く動ける部隊が字の中にいないという状況も5年、6年後、10年後にはそういうことが出てきます。そのことも改善しなければなりませんし、こだわりなくそれぞれが助け合えるという字の町内の暮らしをつくっていく必要があります。

そこで、最後に基本設計の入札が執行されました。その構想が示された段階で私はいったん立ちどまって防災計画の見直し、それから、災害時のコミュニティの構築、確立などを進めるため、住民の合意の期間を十分にとって、今、総務課長が答弁されたような住民の中の意思疎通、それから、中日新聞にありました白馬村の助け合いコミュニティのマップ、こういうのが作成されて、上からじゃなく下からそういう災害を最小限に食いとめる、こういう力を住民の中からつくれるよう、町のリードが非常に大事だと思いますので、よろしくお願いします。

次に、官製談合疑惑についての町長のおわびの意味を問うていきたいというように思います。

最初に、不起訴イコール白というように町長が答弁をされています。その認識する根拠はどういうことなのか、ご説明いただきたいなと思っています。

○**建部議長** 北川町長。

○**北川町長** この件につきましては、9月議会で答弁をさせていただいております。そのときも確かに司法の判断を尊重させていただくというふうに答弁をしたと思っております。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 町長がそういう認識だと思いますが、不起訴処分が必ずしも無実とは限らないという定義を理解していただいていると思いますが、後でも触れますが、不起訴処分は刑事訴訟法上、検察側が有罪判決を得られるだけの証拠が確保できたという確信を得ることができなかった、あるいは、何らかの作用、圧力で基礎を放棄した場合に起こり得ることを認識していただいているでしょうか。この問題です。これは疑わしきは被告人の利益にとの刑事訴訟の原則が生きているためであります。検察の起訴への決意が鈍る場合もあるということを心得ておいていただきたいと思うんですが、その理解の度合い、どうでしょうか。

○建部議長 町長。

○北川町長 この件につきましては、私が直接かかわった、あるいは私が調査したというようなことではありませんので、それ以上のことのコメントはありません。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それにしても告発をするからには告発のもとになった事実を見る必要があります。そこで、官製談合の疑惑となったそれぞれの事実、これが解明されて、その疑惑が根本から晴れたというように思っておられるのでしょうか。

○建部議長 北川町長。

○北川町長 先ほども言いましたように、私が担当してそれを調査したというようなことではありません。前にも言いましたように、この件については最終的に判断をされた司法、その司法の場に全て判断を委ねるというようなことを言った経緯があります。したがって、その結果が出たことに尊重したいというように言うだけです。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 最後のところで本音を聞いたように思いますが、司法の判断をそのまま受け入れた。つまり、事実があったのかどうかについて、また疑惑が晴れたのかどうかについて町長が晴れたと思ったことではないというように私は思います。

それで、公開された予定価格に40万を加算し、その金額に85%を掛けた額が非公開であります。その非公開の最低制限価格と落札額がどんぴしゃ一致したことが本来1億を超える工事の請け負いができない一般建設業許可である浜野工務店を入札指名したことなど、疑惑のもとになった事実は現在

も解明されていません。それはその事実解明について解明をされて、その疑惑は晴れたというように町長は思っておられるのか、再度ご説明をお願いします。

○建部議長 北川町長。

○北川町長 私が先ほども言いましたように、直接全てかかわったわけでもありませんので、私の口からどうのこうの言うことはありません。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、法的な問題もございます。町長が告発したことをおわびする根拠は、私は1つもないというように考えています。それは、不起訴処分とされた後の告訴・告発人の責任という考え方であります。法律上も告訴・告発が客観的事実に基づき使用されたものと判断される事案で、告訴・告発人の刑事責任が問われることはないとされています。その上に刑事訴訟法の手続制度の谷間、あるいは弱点があることによる不起訴であると考えています。

1つは、客観的事実や、そのことを示す証拠が一定程度存在し、それが作爲的、偽造的でない限り何らかの公開の場で審理が進められるべきであります。その上で事実認定がどうか、その事実を証明する客観的証拠はどうか。この場合は物証でなければならないとは限りません。事実認定が犯罪を構成するものか。刑事責任を問える要件を備えているかなどの判断が示され、しかも公開に耐える判断でなければなりません。

2つに、しかるに検察が起訴、不起訴を判定するのは全くの密室であります。非公開です。不起訴の場合、権限がある弁護士が折衝して初めて不起訴の理由が伝達されます。その理由の伝達には何の法的拘束力も受けません。判断の根拠も極めて曖昧で、公判のように判断根拠を示す義務もありませんし、告訴・告発人の反論権がもともとありません。検察の間違った認識、事実認定、判断を不起訴処分が決定されるまで告訴人、被告人の意見を述べる機会そのものが奪われています。

3つ目に、以上のような制度の谷間であっても、甲良町官製談合疑惑事件で立石次席検事が黒に近く、真っ黒に塗りつぶせなかつただけ、また、私個人としては黒だと思っていると表明せざるを得なかつたことは重要な成果です。官製談合疑惑ありと判断された根拠となった数々の事実、中心的な事実を挙げますと3つあります。

1つは、入札執行前日に寄せられた談合情報どおり浜野工務店が落札したこと、2つ目に、直前に指名基準が変更され、本工事で本来指名されることのない工務店が入札資格を与えられたこと、3つ目に、公表段階でカットされた40万を加算した金額に85%を乗じた数字が最低制限価格であり、非

公開であるその最低制限価格と落札額がぴったり一致など、これらは現在も動かない客観的事実です。よって、告発したことが間違いだとか、責任は発生しないと考えます。もちろん全く根拠なく告発・告訴したときは処罰の規定に抵触します。私たち日本共産党の議員団は、北川町政に対しさまざまな主張、それから政策の違いはありますが、町政における不正は許さないと毅然とした態度で官製談合疑惑や盗水事件について北川町長が明確に告発、あるいは告訴に踏み切った勇気を高く評価していますし、再選された、僅差で当選された内容も、この姿勢を貫いたからだとは私たちは判断をしています。ところが、告発したことをおわびしたことを失望した、がっかりしたという声を幾つも聞いてまいりました。

改めてお尋ねしますが、9月議会での官製談合疑惑告発の件で落ち度があった、おわびした、そういうことを撤回されるお気持ちはあるかどうか、お尋ねいたします。

○建部議長 北川町長。

○北川町長 先ほどから言っていますように、司法に委ねました。これは議会の百条委員会がいろいろ調査をされて、そして、最終的には議会で告発ができないということから行政が告発をさせていただくというようなことになりました。しかし、その中身について検察や、あるいは裁判所がどのような判断をしようと、私がこれに対してどうのこうのと言う、介入できることでもありません。したがって今このそういう結果に対して、また、町長が告発、またおわびの根拠については、町民に対して私は行政の代表として告発をさせていただきましたが、この問題で最終的には行政の不信を招いたということに対して大変申しわけないという意味合いでおわびをさせていただいたということです。

以上です。

○建部議長 西澤議員。最後の質問にしてください。

○西澤議員 町長の態度、それから考えはよくわかりました。つまり、告発をして、それぞれが町政の問題で発言をし、進んでいく段階で町民に視線を向けますと、そういう内容で混乱をかけた。だけども、町長が混乱をかけたことではないということは非常にはっきりしています。町政のトップ、それから議会の正副議長、ここがかかわったというのが百条委員会の結論であります。そして、その事実認定から疑惑ありというように認定された問題でありまして、私は北川町長の認識が変化したというようには見ていません。あくまでこういう官製談合疑惑を生むような入札なり、それからそういう利権の問題はきっちり対応していただける、今後もそういうようにしていただきたいですし、私たちもそのことを支えて、引き続き不正、利権を許さず、誰も

が安心して住み続けられる甲良町をめざして努力することをお誓いを申し上げます。私的一般質問を終わります。

○**建部議長** 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3 時 1 0 分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 木 村 修

署 名 議 員 藤 堂 一 彦